

# 新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <small>補 補助金・助成 給 給付金 New 新着情報</small>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先				
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月	3月	
	<b>生産性革命推進事業</b>	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援。 生産性革命推進事業における、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。		<ul style="list-style-type: none"> <li>■特別枠の申請要件(3つの補助事業に共通)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること</li> <li>・類型A: サプライチェーンの設備への対応                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと(例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)</li> </ul> </li> <li>・類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと(例: 店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供)</li> </ul> </li> <li>・類型C: テレワーク環境の整備                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること(例: WEB会議システム、シンククライアントシステム等の導入)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■事業再開枠の対象※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒、マスク、清掃・飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニールシート等)</li> <li>・換気設備・その他衛生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キースシステム等)・掲示・アナウンス(従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの)</li> </ul> </li> </ul>															<ul style="list-style-type: none"> <li>「7次締切」より、加算項目の要件について、以下の通り変更を予定しています。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長性加算: 「有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者」</li> <li>・災害等加算: 「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者」</li> </ul> </li> <li>いずれも「7次締切」より「申請中」の場合は加算対象となりません</li> </ul>	(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL: 03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp		
	<b>補 更新</b> 【生産性革命推進事業】 <b>ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型)</b>	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。	中小企業者等・小規模事業者等	(1) 交付決定日から10か月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きがこの期間内に完了する事業であること。 (2) 以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加</li> <li>・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする</li> <li>・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加</li> </ul>															(7次) R.3.5/13～R3.8/17 (8次) R.3.8/17～R3.11/11 (9次) R.3.11/11～R4.2/8	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助上限: [一般型]1,000万円、[グローバル展開型]3,000万円</li> <li>■補助率: 【通常枠】中小企業: 1/2、小規模企業者・小規模事業者: 2/3</li> </ul>	ものづくり補助金事務局 TEL: 050-8880-4053	
	<b>補 更新</b> 【生産性革命推進事業】 <b>ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型(新特別枠(低感染リスク型ビジネス枠))</b>	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	(1) 交付決定日から10か月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きがこの期間内に完了する事業であること。 (2) 以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加</li> <li>・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする</li> <li>・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加</li> </ul> (3) 補助対象経費全額が、以下のいずれかの要件に合致する投資であることが要件。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・物理的な対人接触を減らすことに資する革新的な製品・サービスの開発</li> <li>・物理的な対人接触を減らす製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善</li> <li>・ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム</li> </ul>															(7次) R.3.5/13～R3.8/17 (8次) R.3.8/17～R3.11/11 (9次) R.3.11/11～R4.2/8	<ul style="list-style-type: none"> <li>【新特別枠(低感染リスク型ビジネス枠)】</li> <li>■補助上限: 1,000万円</li> <li>■補助率: 2/3</li> </ul>	ものづくり補助金事務局 TEL: 050-8880-4053	
	<b>補 更新</b> 【全国商工会連合会 枠】 <b>小規模事業者持続化補助金&lt;一般型&gt;</b>	小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助。	小規模事業者等	【想定される活用例】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。</li> <li>・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。</li> <li>・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。</li> </ul>															~R4.2/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助上限: 50万円</li> <li>■補助率: 2/3 (条件により、補助上限の引上げが有ります)</li> </ul>	全国商工会連合会 TEL: 03-6670-2540 日本商工会議所 TEL: 03-6447-2389	
	<b>補 更新</b> 【日本商工会議所 枠】 <b>小規模事業者持続化補助金&lt;一般型&gt;</b>	※補助金電子申請システム(名称:Jグランツ)の利用が可能となりました。																				
	<b>補 更新</b> <b>小規模事業者持続化補助金&lt;低感染リスク型ビジネス枠&gt;</b>	小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援します。	小規模事業者	ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に取り組み、感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象経費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費(オンラインによる展示会等に限る)</li> <li>④開発費 ⑤資料購入費 ⑥雑役務費 ⑦借料 ⑧専門家謝金 ⑨設備処分費</li> <li>⑩委託費 ⑪外注費 ⑫感染防止対策費(※1)</li> </ul> </li> <li>※1 ※1 感染防止対策費は、補助金総額の1/4が上限。ただし、緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者(※2)は、補助金総額の1/2に上限を引き上げ。</li> <li>※2 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、2021年1月から同年3月までの期間のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した事業者</li> </ul>															R3.3/31～R4.3/9	公募の受付を6回に分けて締切ります。 <b>【受付締切】第1回:R3.5/12(水) 第2回:R3.7/7(水)</b> <b>第3回:R3.9/8(水) 第4回:R3.11/10</b> <b>第5回:R4.1/12(水) 第6回:R4.3/9(水)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助率: 補助対象経費の3/4以内</li> <li>■補助上限: 100万円</li> </ul>	・(独)中小企業基盤整備機構 生産性革命推進事業室 TEL: 03-6837-5929 (受付時間: 9時～18時、土日祝日除く)
	<b>補</b> 【生産性革命推進事業】 <b>サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金) &lt;通常枠(A・B類型)&gt;</b>	中小企業・小規模事業者等のみならずが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	<A類型> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募要領に定める6つの共通プロセスのうち、「共P-01～各業種P-06」から必ず1つ以上の業務プロセスを担うソフトウェアである必要があります。</li> </ul> <B類型> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募要領に定める「共P-01～汎P-07」の内、必ず4つ以上を担うソフトウェアである必要があります。</li> </ul>															(1次締切)R3.5/14 (2次締切)R3.7/30 (3次締切)R3.9/30 (4次締切)R3.11/17 (5次締切)R3.12/22	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象経費: ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアに関連するオプション・役務の費用</li> <li>※類型ごとのプロセス要件を満たすものであり、労働生産性の向上に資するITツールであること。</li> <li>■補助率: 1/2以内</li> <li>■補助金額: &lt;A類型&gt; &gt;30万円～150万円未満 &lt;B類型&gt; &gt;150万円～450万円以下</li> </ul>	(一社)サービスデザイン推進協議会 〒747-0292 TEL: 0570-666-424 IP電話TEL: 042-303-9749	
	<b>補</b> 【生産性革命推進事業】 <b>サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金) &lt;低感染リスク型ビジネス枠(特別枠:C・D類型)&gt;</b>	新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けて、労働生産性の向上とともに感染リスクに繋がる業務上での対人接触の機会を低減するよう業務形態の非対面化に取り組む中小企業・小規模事業者等に対して、通常枠(A・B類型)よりも補助率を引き上げて優先的に支援するものです。	中小企業・小規模事業者等	<C類型> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の非対面化を前提とし、異なるプロセス間での情報共有や連携を行うことで補助事業者の労働生産性の向上に寄与するもので、連携型ソフトウェアとしてITツールを導入する際に選択する類型となります。</li> </ul> <D類型> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の非対面化およびクラウド対応されていることを前提とし、複数のプロセスにおける遠隔地等での業務を可能とすることで補助事業者の労働生産性の向上に寄与するものとして登録されたITツールを導入する際に選択する類型となります。</li> <li>※複数プロセスを非対面化することが可能であれば、導入するツール数について単一複数かは問いません。公募要領に定める「共P-01～汎P-07」の内、必ず2つ以上のプロセスを保有するソフトウェアである必要があります。</li> </ul>															(1次締切)R3.5/14 (2次締切)R3.7/30 (3次締切)R3.9/30 (4次締切)R3.11/17 (5次締切)R3.12/22	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象経費: ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアの利用に必要な不可欠なハードウェアのレンタル費用と関連するオプション・役務の費用</li> <li>&lt;C類型&gt; 上記A・B類型の要件に加え、複数のプロセス間で情報連携し複数プロセスの非対面化や業務の更なる効率化を可能とするITツールであること。</li> <li>&lt;D類型&gt; 上記A・B類型の要件に加え、テレワーク環境の整備に資するクラウド環境に対応し、複数プロセスの非対面化を可能とするITツールであること。</li> <li>■補助率: 2/3以内</li> <li>■補助金額: &lt;C類型&gt; &gt;30万円～450万円以下 &lt;D類型&gt; &gt;30万円～150万円以下</li> </ul>	(一社)サービスデザイン推進協議会 〒747-0292 TEL: 0570-666-424 IPTEL: 042-303-9749	
	<b>補</b> 【サプライチェーン改革】 <b>サプライチェーン対策のための国内投資促進事業(2次)</b>	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点を整備しようとする際の設備導入等を支援。	大企業・中小企業等	[A] 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 [B] 感染症の拡大等に伴い供給が逼迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資の生産拠点等の整備事業 [C] 中小企業特別事業(生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業)															R3.3/12～R3.5/7正午まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助率 [大企業] 1/2以内 [中小企業等] 2/3以内 ※補助対象事業A・Bは、補助対象経費に応じて段階的に低減</li> <li>■補助上限 [補助対象事業A・B] 100億円 [中小企業特別事業] 5億円</li> <li>■事業期間 原則3年間(大規模投資案件は4年間)</li> </ul>	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 TEL: 03-6825-5476 E-mail: kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称	補 補助金・助成 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先					
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			1	2	3		
						月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			月	月	月	月	
経済産業省	補 更新 中小企業等事業再構築促進事業		新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等を支援するものです。	日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等	(1)売上が減っている ・申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。 (2)新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等に取り組む ・事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。 (3)認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する ・事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関(銀行、信金、ファンド等)も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。 ・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。		<p>■補助金額</p> <p>[通常枠] 中小企業者等：100万円～6,000万円 中堅企業等：100万円～8,000万円</p> <p>[卒業枠] 中小企業者等：6,000万円～1億円 [グローバルV字回復枠] 中堅企業等：8,000万円～1億円</p> <p>[緊急事態宣言特別枠] 中小企業者等、中堅企業等とともに 【従業員数5人以下】100万円～500万円 【従業員数6～20人】100万円～1,000万円 【従業員数21人以上】100万円～1,500万円</p> <p>■補助率</p> <p>[通常枠] 中小企業者等 2/3 中堅企業等 1/2 (4,000万円を超える部分は1/3)</p> <p>[卒業枠] 中小企業者等 2/3 [グローバルV字回復枠] 中堅企業等 1/2</p> <p>[緊急事態宣言特別枠] 中小企業者等 3/4、中堅企業等 2/3</p>	事業再構築補助金事務局 コールセンター <ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080																
	給 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金		2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)を給付いたします。	下記を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となります。 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※1 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること ■対象期間：1月～3月 ■対象月：対象期間から任意に選択した月※2 ※1 緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(宣言地域)の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること ※2 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月		<p>給付額 = 2019年又は2020年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月</p> <p>・中小法人等：上限60万円 ・個人事業者等：上限30万円</p>	一時支援金事業 コールセンター <フリーダイヤル> 0120-211-240 <IP電話用> 03-6629-0477																	
	給 月次支援金		2021年の4月以降に実施される緊急事態措置※1又はまん延防止等重点措置※2に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。 ●月次支援金の給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高めています※3。	・対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(対象措置)に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※ ・2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少 ■対象月 対象月対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月 ■基準月 2019年又は2020年における対象月と同じ月 ※ 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることです。		<p>給付額 = 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少 ・中小法人等：上限20万円/月 ・個人事業者等：上限10万円/月</p>	<フリーダイヤル> 0120-211-240 <IP電話用> 03-6629-0479																	
	給 New 事業復活支援金		新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。	①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者 【基準期間】 「2018年11月～2019年3月」、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること) 【対象月】 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)		<p>&lt;上限額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">売上高減少率</th> <th rowspan="2">個人事業主</th> <th colspan="3">法人</th> </tr> <tr> <th>年間売上高<sup>※1</sup> 1億円以下</th> <th>年間売上高<sup>※1</sup> 1億円超～5億円</th> <th>年間売上高<sup>※1</sup> 5億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▲50%以上</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>▲30%以上 50%未満</td> <td>30万円</td> <td>60万円</td> <td>90万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 基準月(2018年11月～2021年3月の間で、対象月<sup>※2</sup>を判断するための売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高 &lt;算出式&gt; 給付額 = (基準期間<sup>※2</sup>の売上高) - (対象月<sup>※3</sup>の売上高) × 5 ※2 基準期間とは、「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間のうち、対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間 ※3 対象月とは、2021年11月～2022年3月のいずれかの月のうち、基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月で、申請に用いる月</p>	売上高減少率	個人事業主	法人			年間売上高 <sup>※1</sup> 1億円以下	年間売上高 <sup>※1</sup> 1億円超～5億円	年間売上高 <sup>※1</sup> 5億円超	▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円	▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円
売上高減少率	個人事業主	法人																						
		年間売上高 <sup>※1</sup> 1億円以下	年間売上高 <sup>※1</sup> 1億円超～5億円	年間売上高 <sup>※1</sup> 5億円超																				
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円																				
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円																				
厚生労働省	給 更新 雇用調整助成金の特例措置		経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主) (特例措置) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの休業等に適用	新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている		<p>①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)</p> <p>②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4)</p> <p>※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり13,500円(R4.1～2月は11,000円、R4.3月は9,000円)</p>	最寄りの都道府県労働局、ハローワーク、またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 TEL:0120-60-3999																
	給 更新 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金		令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を支援するものなり	以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども	<p>※R3.9/1～10/31までの休暇に関する申請期限は、R3.12/27まで</p> <p>※R3.11/1～12/31までの休暇に関する申請期限は、R4.2/28まで</p> <p>※R4.1/1～3/31までの休暇に関する申請期限は、R4.5/31まで</p>	<p>休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</p> <p>※支給額は13,500円(R4.1月～2月:11,000円、R4.3月:9,000円)を日額上限とする。</p> <p>※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に事業所のある企業については15,000円。</p>	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999																	
	給 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)に「新型コロナウイルス感染症対応特例1」		新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事業主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業(対象家族1人につき合計93日)、介護休暇(年5日(対象家族2人以上の場合は年10日))は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。		<p>労働者1人当たり取得した休暇日数が合計5日以上10日未満:20万円 取得した休暇日数が合計10日以上:35万円 ※1企業当たり5人分まで支給</p>	最寄りの都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)																
	給 更新 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金		新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給。	令和2年4月1日から9月30日、令和3年2月29日、令和4年3月31日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者	左記のとおり	<p>※R2.10～12月R3.4月までの休業に関する申請期限はR3.5/31R3.7/31まで</p> <p>※R3.1～4月R3.5～6月までの休業に関する申請期限はR3.7/31R3.9/30まで</p> <p>※R3.5～8月R3.7～9月までの休業に関する申請期限はR3.9/30R3.10/31R3.12/31まで</p> <p>※R3.10～11月までの休業に関する申請期限はR4.2/28まで</p> <p>※R3.12月までの休業に関する申請期限はR4.3/31まで</p> <p>※R4.1～12月までの休業に関する申請期限はR4.3/31まで</p> <p>※R4.1～3月までの休業に関する申請期限はR4.6/30まで</p>	<p>①1日当たり支給額(9,900円(令和3年4月までは11,000円)が上限) × ②休業実績</p> <p>※①②の算定方法は以下の通り</p> <p>①:休業前の1日当たり平均賃金 × 80%</p> <p>②:各月の日数(30日又は31日) - 就労した又は労働者の事業で休んだ日数</p>	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276																
給 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用助成金		「トライアル雇用(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)」は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試用雇用する制度です。	次の全要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。 ① 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した※ ② 紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている※ ③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している ※「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含まれます。		<p>■支給額(月額)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース(※1):最大4万円(最長3か月)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース(※2):最大2.5万円(最長3か月)</p> <p>※1 求職者が(常用雇用)(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合</p> <p>※2 求職者が(常用雇用(短時間労働))(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用を希望する場合)</p>	最寄りの都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)																		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)											R4年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
厚生労働省	産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。	(1) 新型コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること (2) 出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること (3) 出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること (4) 出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 (1) 出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。)であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (2) 出向開始日の前日までに「出向元事業主」に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (3) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかでない方を除く。) (4) 併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方	■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 (1) 出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。)であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (2) 出向開始日の前日までに「出向元事業主」に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (3) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかでない方を除く。) (4) 併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方																【出向運営経費(出向中に要する経費の一部を助成)】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 (イ) 出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10(中小企業)、3/4(中小企業以外) (ロ) 出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5(中小企業)、2/3(中小企業以外) ・上限額 12,000円/日(出向元、出向先の計) 【出向初期経費(出向の成立に要する措置を行った場合に助成)】 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等 ・助成額 出向元・出向先 各10万円/1人当たり(定額) ・加算額(※) 出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) (※) 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、ハローワーク等		
	人材確保等支援助成金(テレワークコース)	良質なテレワークの新規導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果があった中小企業事業主等に助成【支給対象となる経費の範囲】 ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修	【機器等導入助成】 ①テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。 ②計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。 ③上記①の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。 ④評価期間(機器等導入助成)におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下(1)または(2)の基準を満たすこと。 (1)評価期間(機器等導入助成)において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。 (2)評価期間(機器等導入助成)にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。 【目標達成助成】 ①離職率に係る目標の達成 (1)テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。 (2)評価時離職率が30%以下であること。 ②評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。	■対象経費 雇用調整助成金等の支給申請にあたり、必要書類の作成や代行申請等を社会保険労務士に依頼した場合に支払った費用(消費税を除く)																【機器等導入助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の30% ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円 【目標達成助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の20% (生産性要件を満たす場合35%) ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL:082-221-9247		
広島県	雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた県内の中小企業・個人事業主の方を対象に、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請手続きに必要な費用を支援。	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町に主たる事業所がある中小企業及び個人事業主 ※市域に所在する中小企業、個人事業主の皆様へ 各市でそれぞれ支援内容や申請受付期間が異なりますので、各市のHPを確認されるか担当部署へお問合せください。	■対象経費 雇用調整助成金等の支給申請にあたり、必要書類の作成や代行申請等を社会保険労務士に依頼した場合に支払った費用(消費税を除く)																■補助上限額: 1件あたり10万円 ■補助率: 10/10	広島県 商工労働局 雇用労働政策課 TEL:082-513-2838		
	疫学調査等協力事業者支援金	従業者又は事業所の利用者の感染発生に伴い、感染拡大防止のための積極的疫学調査や情報公開に協力した事業者に対し、支援金を給付。	広島県内に事業所を有する全ての事業者	(1) 従業者又は事業所利用者の感染について、県と連携し、下記の項目を公表すること(法人名、事業所名、事業所所在地、就労又は利用日時、感染人数) (2) 疫学調査等へ協力すること マスク等個人防護具等の製品化・事業化のための研究開発などを行う事業活動(通常の生産活動を除く) ①サージカルマスク ②N95マスク ③ゴーグル(保護メガネ) ④フェイスシールド ⑤防護服 ⑥サージカルガウン ⑦アイソレーションガウン⑧検診用手袋 ⑨サージカル手袋 ⑩手指消毒用アルコール 等 ◆対象となる取組事例 ＜一般型＞: 新商品を陳列するための棚の購入、新たな販売促進用チラシの作成・送付など ＜コロナ特別対応型 A 類＞: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓など ＜コロナ特別対応型 B 類＞: 自動精集機やキャッシュレス決済端末の導入、店舗販売からEC販売へのシフトなど ＜コロナ特別対応型 C 類＞: WEB 会議システムの導入、クラウドサービスの導入 ◆対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、専門家謝金、専門家旅費 など																	■1事業所あたり5万円(1回限り)	広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム TEL:082-513-3348	
	マスク等個人防護具開発支援事業補助金	県内に事業所を有する「ひろしま医療関連産業研究会」の会員企業が、マスク等個人防護具の製品化・事業化に取り組む場合に、その経費の一部について補助金を交付することによって、広島県におけるマスク等個人防護具の安定的な供給量の確保と医療・健康関連産業の振興を図る。	広島県内に主たる事業所を有する中小事業者	◆対象となる取組事例 ＜一般型＞: 新商品を陳列するための棚の購入、新たな販売促進用チラシの作成・送付など ＜コロナ特別対応型 A 類＞: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓など ＜コロナ特別対応型 B 類＞: 自動精集機やキャッシュレス決済端末の導入、店舗販売からEC販売へのシフトなど ＜コロナ特別対応型 C 類＞: WEB 会議システムの導入、クラウドサービスの導入 ◆対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、専門家謝金、専門家旅費 など																		■補助限度額: 1事業者あたり300万円 ■補助率: 10/10以内	広島県 商工労働局 経営革新課経済団体グループ TEL:082-513-3351
	緊急対策販路開拓等支援補助金(県制度)	小規模事業者持続化補助金(国制度)の採択・交付決定を受けて、販路開拓等に取り組む費用の一部を助成することで負担軽減を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の事業継続を支援します。[国の持続化補助金に上乗せ補助]	広島県内の商工会または商工会議所の管轄内で事業を営んでいる小規模事業者。かつ、持続化補助金の採択者のみ	◆対象となる取組事例 ＜一般型＞: 新商品を陳列するための棚の購入、新たな販売促進用チラシの作成・送付など ＜コロナ特別対応型 A 類＞: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓など ＜コロナ特別対応型 B 類＞: 自動精集機やキャッシュレス決済端末の導入、店舗販売からEC販売へのシフトなど ＜コロナ特別対応型 C 類＞: WEB 会議システムの導入、クラウドサービスの導入 ◆対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、専門家謝金、専門家旅費 など																		国の持続化補助金(一般型)の場合 → 国2/3(上限50万円) + 県1/12(上限62,500円) = 事業者負担 1/4 国の持続化補助金(コロナ特別対応型・A類単体)の場合 → 国2/3(上限100万円) + 県1/12(上限125,000円) = 事業者負担 1/4 国の持続化補助金(コロナ特別対応型・B類単体、C類単体、A類とB・C類の組み合わせ)の場合 → 国2/3(上限100万円) + 県1/12(上限125,000円) = 事業者負担 1/4	広島県 商工労働局 経営革新課経済団体グループ TEL:082-513-3328
飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金	県民の皆様が安心して飲食店を利用してもらえるようにするため、県内の飲食店に対して、アクリル板、非接触体温計、サーキュレーターなどの感染予防対策を目的とする設備の購入に必要な経費を補助。	飲食店(※)を経営する法人又は個人であって、右記の全てに該当する者 ※ 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店	1. 広島県内に店舗があること。 2. 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。 3. 助成対象として申請した内容(経費)に関して同一年度内に同一品目において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていないこと。 4. 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 5. 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。 6. 国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。 7. 県の「広島積極ガード店」に登録すること。 8. 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。 9. 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。 11. 県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。																	■補助額: 1店舗あたり上限10万円 ※ 消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。 ※ 店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。	広島県飲食店新型コロナ対策補助金事務局 TEL:082-546-1211		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月
広島県	給	広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第6期)令和3年10月1日から令和3年10月14日までの要請対象の方(広島市、東広島市、府中町、海田町内地域)	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和3年10月1日から令和3年10月14日までを令和3年度第6期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第6期)を支給いたします。	【対象者】 次のいずれにも該当する店舗が対象です。 (1)飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。 (2)「広島積極ガード店ゴールド」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として登録されます。) (3)飲食店営業許可(「1類」又は「3類」)を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となります。 ※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。 (4)要請前に「酒類の提供」及び「21時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が21時以降であること。)」の両方を満たしていること。 ※要請前に酒類を提供しない飲食店や要請前に21時より早く閉店していた飲食店は、対象外です。 【支給要件】 広島積極ガード店ゴールド認証店の支給要件は、次のとおりです。 (1)すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。 (2)5時～21時までの時短営業(酒類の提供11時～20時)を行った場合、時間短縮申請となります。 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とすること。 ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の提供を自粛することが要件です。 (カラオケを主として業としているカラオケボックスなどの店舗は、カラオケ設備の提供が可能です。) (注)1日でも21時を超えて営業を行った場合には、支給できません。 (注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。 (注)微アルコールは、酒類に含まれます。														■支給額 【中小企業】 【大企業】 時短 2.0～7.0万円/日 最大19.5万円/日 休業 2.5～7.5万円/日 最大20万円/日 (注)要請前に酒類を提供しない飲食店や要請前に20時(広島積極ガード店ゴールド認証店の場合は21時)より早く閉店していた飲食店は、対象外です。 (注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。	広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851	
	給	広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第7期)令和4年1月9日から令和4年1月31日までの要請対象の方(広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町内地域)	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和4年1月9日から令和4年1月31日までを令和3年度第7期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第7期)を支給いたします。	【対象者】 次のいずれにも該当する店舗が対象です。 (1)飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。 (2)「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として登録されます。) (3)飲食店営業許可(「1類」又は「3類」)を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となります。 ※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。 (4)要請前に「酒類の提供」及び「20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。)」の両方を満たしていること。 ※要請前に酒類を提供しない飲食店や要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、対象外です。 【支給要件】 その他の店舗の支給要件は、次のとおりです。 (1)すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。 (2)5時～20時までの時短営業(酒類の提供11時～19時30分)を行った場合、時間短縮申請となります。 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とすること。 ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の提供を自粛することが要件です。 (カラオケを主として業としているカラオケボックスなどの店舗は、カラオケ設備の提供が可能です。) (注)1日でも20時を超えて営業を行った場合には、支給できません。 (注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。 (注)微アルコールは、酒類に含まれます。															■支給額 【中小企業】 【大企業】 時短・休業 3.0～10.0万円/日 最大20万円/日 (注)令和3年度第7期の支給額は、休業・時短営業に関わらず同一です。また、広島積極ガード店ゴールド認証店・非認証店に関わらず支給額は同一です。 (注)計算書で使用する売上額は、消費税及び地方消費税を除いた金額で計算する必要があります。また、イトイン以外(テイクアウト・デリバリー等)の売上額は、除いて計算する必要があります。	広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851
	給	広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第8期)令和4年2月1日から令和4年2月20日までの要請対象の方(県内全地域)	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和4年2月1日から令和4年2月20日までを令和3年度第8期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第8期)を支給いたします。	【対象者】 次のいずれにも該当する店舗が対象です。 (1)飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。 (2)「広島積極ガード店」又は「広島積極ガード店ゴールド認証店」、かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として登録されます。) (3)飲食店営業許可(「1類」又は「3類」)を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となります。 ※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。 (4)要請前に「酒類の提供」及び「20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。)」の1つ以上を満たしていること。 (注)要請前に酒類を提供しない飲食店や要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、要請前にカラオケ設備のみ提供していたとしても、令和3年度第8期は対象外です。 【支給要件】 支給要件は、次のとおりです。 (1)休業 (2)20時までの時短営業(酒類の提供なし) ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とすること。															■支給額 【中小企業】 【大企業】 時短・休業 3.0～10.0万円/日 最大20万円/日 (注)令和3年度第8期の支給額は、休業・時短営業に関わらず同一です。また、広島積極ガード店ゴールド認証店・非認証店に関わらず支給額は同一です。 (注)計算書で使用する売上額は、消費税及び地方消費税を除いた金額で計算する必要があります。また、イトイン以外(テイクアウト・デリバリー等)の売上額は、除いて計算する必要があります。	広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
広島県	給 <a href="#">広島県大規模施設等協力金(第1期)</a>	緊急事態宣言に伴い、広島県では5月16日から5月31日までの全ての日において『(建築物の床面積の合計が)1,000平方メートルを超える大規模施設の運営事業者』および『大規模施設に入居するテナント事業者』の皆様に営業時間の短縮および休業を要請することとし、それに合わせて協力金を支給いたします。	【1,000平方メートルを超える大規模施設の運営事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・広島県内において営業している『建築物の床面積が1,000平方メートルを超える要請対象施設』の運営事業者 ・要請期間中のすべての日にて要請に応じた運営事業者 可能な限り5月16日から、要請にご協力ください。ただ準備期間が必要な場合もあるため、協力金の支給要件は5月19日から5月31日までの13日間すべての日にて要請に応じられた方とし、それ以前の16日・17日・18日から対応された方は、その日数も対応日数に加工します。 ・要請期間中に、飲食業に係る協力金を重複して受給していない運営事業者 【大規模施設に入居するテナント事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・要請にしている大規模施設から、その一部区画を賃借して出店しているテナント事業者 ・当該大規模施設が応じている要請期間に準じて、同様の営業時間の短縮を実施したテナント事業者 ※当該大規模施設が要請にしている場合は、テナント事業者としての支給要件「対象外」です。 ・要請期間中に、飲食業に係る協力金を重複して受給していないテナント事業者													■1日当たり支給額 ・大規模施設:20万円/店舗の床面積※1,000平方メートルごと ・テナント:2万円/店舗の床面積100平方メートルごと 【営業時間の短縮の場合】1日当たり支給額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数 【休業の場合】1日当たり支給額×対応日数	広島県大規模施設等協力金センター事務局 (コールセンター)TEL:082-225-8516
	給 <a href="#">広島県大規模施設等協力金(第2期)</a>	緊急事態宣言の延長に伴い、広島県では6月1日(火)6時から6月20日(日)24時までの全ての日において『(建築物の床面積の合計が)1,000平方メートルを超える大規模施設事業者』および『大規模施設のテナント事業者』の皆様に営業時間の短縮および休業を要請することとし、それに合わせて協力金を支給いたします。 ※ 下の表の要請対象施設(一)参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設)のうち、10,000平方メートルを超える施設については、土日祝日の休業を要請します。(生活必需品売場を含め10,000平方メートルまでの部分を除きます。)	【大規模施設事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・広島県内において、県の要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている、床面積が1,000平方メートルを超える要請対象施設を運営する事業者であること ・要請期間中のすべての期間に、要請にしていること ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金の支給を受けていないこと 【テナント事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・要請期間において、要請にしている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて休業又は営業時間短縮を行った店舗であること ※当該大規模施設が要請にしている場合は、テナント事業者としての支給要件「対象外」です。 ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金の支給を受けていないこと													■1日当たり支給額 ・大規模施設:20万円/店舗の床面積※1,000平方メートルごと ・テナント:2万円/店舗の床面積100平方メートルごと 【営業時間の短縮の場合】1日当たり支給額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数 【休業の場合】1日当たり支給額×対応日数	広島県大規模施設等協力金センター事務局 (コールセンター)TEL:082-225-8516
	給 <a href="#">広島県大規模施設等協力金(第3期)</a>	まん延防止等重点措置の適用に伴い、広島県では8月20日(金)0時から8月26日(日)24時までの全ての日において「対象区域」に存在する、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模施設事業者」および「大規模施設のテナント事業者」の皆様に営業時間の短縮を要請することとし、それに合わせて協力金を支給いたします。(生活必需品の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除きます。)	【大規模施設事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・広島県内の対象区域において、県の要請に応じて営業時間短縮を行っている、床面積が1,000平方メートルを超える要請対象施設を運営する事業者であること ・要請期間中のすべての期間に、要請にしていること(ただし、やむを得ない事情があっても8月21日までは要請にしていること) ・要請期間中に、「重複受給ができない制度」による支援金等の支給を受けていないこと 【テナント事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・要請期間において、要請にしている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて営業時間短縮を行った店舗であること ※当該大規模施設が要請にしている場合は、テナント事業者としての支給要件「対象外」です。 ・要請期間中のすべての期間に、要請にしていること(ただし、やむを得ない事情があっても8月21日までは要請にしていること) ・要請期間中に、「重複受給ができない制度」による支援金等の支給を受けていないこと													■1日当たり支給額 ・大規模施設:20万円/自己利用分面積1,000平方メートル毎に ・テナント:2万円/店舗の床面積100平方メートルごと 【営業時間の短縮の場合】1日当たり支給額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数	広島県大規模施設等協力金センター事務局 (コールセンター)TEL:082-225-8516
	給 <a href="#">広島県大規模施設等協力金(第4期)</a>	緊急事態宣言の発令に伴い、広島県では8月27日(金)0時から9月12日(日)24時までの全ての日において、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模施設事業者」および「大規模施設のテナント事業者」の皆様に営業時間の短縮を要請することとし、それに合わせて協力金を支給いたします。(生活必需品の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除きます。)	【大規模施設事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・広島県内の対象区域において、県の要請に応じて営業時間短縮を行っている、床面積が1,000平方メートルを超える要請対象施設を運営する事業者であること ・要請期間中のすべての期間に、要請にしていること(ただし、やむを得ない事情があっても8月29日までは要請にしていること) 【テナント事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・要請期間において、要請にしている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて営業時間短縮を行った店舗であること ※当該大規模施設が要請にしている場合は、テナント事業者としての支給要件「対象外」です。 ・要請期間中のすべての期間に、要請にしていること(ただし、やむを得ない事情があっても8月29日までは要請にしていること) ・要請期間中に、下記の「重複受給ができない制度」による支援金等の支給を受けていないこと													■1日当たり支給額 ・大規模施設:20万円/自己利用分面積1,000平方メートル毎に ・テナント:2万円/店舗の床面積100平方メートルごと 【休業】1日当たり支給額×対応日数(9月7日追加) 【営業時間の短縮の場合】1日当たり支給額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数	広島県大規模施設等協力金センター事務局 (コールセンター)TEL:082-225-8516
	給 <a href="#">広島県大規模施設等協力金(第5期)</a>	緊急事態宣言の延長に伴い、広島県では9月13日(月)0時から9月30日(木)24時までの全ての日において、「建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模施設事業者」および「大規模施設のテナント事業者」の皆様に営業時間の短縮を要請することとし、それに合わせて協力金を支給いたします。(生活必需品の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除きます。)	【大規模施設事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・広島県内の対象区域において、県の要請に応じて営業時間短縮を行っている、床面積が1,000平方メートルを超える要請対象施設を運営する事業者であること ・要請期間中のすべての期間に、要請にしていること(ただし、やむを得ない事情があっても8月29日までは要請にしていること) 【テナント事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・要請期間において、要請にしている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて営業時間短縮を行った店舗であること ※当該大規模施設が要請にしている場合は、テナント事業者としての支給要件「対象外」です。 ・要請期間中のすべての期間に、要請にしていること(ただし、やむを得ない事情があっても8月29日までは要請にしていること) ・要請期間中に、下記の「重複受給ができない制度」による支援金等の支給を受けていないこと													■1日当たり支給額 ・大規模施設:20万円/自己利用分面積1,000平方メートル毎に ・テナント:2万円/店舗の床面積100平方メートルごと 【休業】1日当たり支給額×対応日数(9月7日追加) 【営業時間の短縮の場合】1日当たり支給額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数	広島県大規模施設等協力金センター事務局 (コールセンター)TEL:082-225-8516
補 更新 <a href="#">頑張る中小事業者月次支援金</a>	緊急事態措置等又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内の法人または個人であって、次の全てに該当する者 ①広島県内に、本店又は主たる事務所(法人)、住所(個人)があること。 ※確定申告書記載の納税地が広島県内であること ②中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業者を含む) ③2022年対象月(1月分)の月間売上が2019年から2021年(申請者が選択する年)同月比30%以上減少していること。 ④対象月において、広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」の対象事業者でないこと ⑤代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと ⑥県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること ⑦今後も事業を継続する意思があること														■支給額 【2019年から2021年のいずれかの対象月の売上】-【2022年の対象月の売上】 ■支給上限額 ●中小法人 ・売上減少率50%以上:上限20万円/月 ・売上減少率30%以上~50%未満:上限8万円/月 ●個人事業者 ・売上減少率50%以上:上限10万円/月 ・売上減少率30%以上~50%未満:上限4万円/月	頑張る中小事業者月次支援金センター TEL:082-248-6853	
補 <a href="#">宿泊事業者向け感染拡大防止対策等支援事業補助金</a>	県内の宿泊事業者が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や新しい需要に対応していくための前向き投資に対して支援を行います。 ※なお、当該事業は、(一社)広島県観光連盟が実施主体となっています。	県内の宿泊事業者 ※旅館業法の許可のある施設。ただし、風営法関連は除く。 ※住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条に規定する届出を行って住宅宿泊事業を営む者は対象外)	(1)新型コロナウイルス感染症拡大防止事業 「宿泊施設における 新型コロナウイルス対応ガイドライン」に対応するため導入する設備等 (2)新たな観光需要を創出するための前向き投資事業 新たな需要に対応するために購入する物品や設備など 【補助対象経費】 令和2年5月14日~令和3年12月28日までに支出した経費												■補助率:3/4(申請日以降に支出する経費) ※ただし、申請日までに支出した経費は1/2 ■補助限度額:上限750万円、下限7.5万円 ※申請件数:1施設につき1件 ■補助対象事業費:上限1000万円、下限10万円	宿泊事業者向け感染拡大防止対策補助金事務局 TEL:082-512-1403	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。




新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月
広島県	<a href="#">小売業ECイノベーション実装支援事業(EC-D-EGGS)</a>	ニューノーマルに対応した小売事業モデルの構築にチャレンジする広島県内の小売事業者を募集。最終的に5事業者程度を採択し、事業化経費について、補助率9/10で総額1.8億円を補助。 (※1事業者あたりの補助額が2,000万円以上となる事業を採択します。)	広島県内に本社、又は本店を構える小売事業者	募集テーマに沿って国内及び国外両方にECを活用した革新的な取組を行うこと 【国内】 ECを活用した革新的な取組により、令和3年度から令和5年度のECによる累計売上増加額が、補助金申請額の5倍以上となる事業計画であること 【国外】 令和3年度50商品(SKU)以上、令和3年度から令和5年度(累計)150商品(SKU)以上を越境ECで販売する事業計画であること ※SKU:「Stock Keeping Unit」商品の区分や種類をわけるときの最小管理単位 【貢献】 事業成果が広島県内に波及する事業計画であること														■補助率:9/10 ■補助金額:1社当たり2,000万円以上	小売業ECイノベーション実装支援事業事務局 E-mail: ec-d-eggs@s-inc.asia	
	<a href="#">外国人材受入企業等緊急支援事業補助金</a>	広島県では、新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の待機に係る費用など、追加的費用を負担している中小企業等に対し、安定した事業継続を支援するため、外国人材の受け入れに係る宿泊費の一部を補助します。	県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する中小企業等※ ※中小企業等とは中小企業支援法第2条第1項に定める「中小企業者」及び交付要綱に定める事業者をいいます。	■補助対象とする外国人材 在留資格が次のいずれかであること ◎高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定技能、技能実習、特定活動のうち一部 ■補助対象経費 水際対策のために県内企業等が負担した外国人材の受け入れに係る宿泊費※消費税及び地方消費税は含まれません。 ※令和3年度外国人材の新規入国の一時停止措置解除日以降に入国した者(外国人材に係るもの)に限り、出張に係るものを除きます。 ■補助対象期間 令和3年度外国人材の新規入国の一時停止措置解除日～令和4年2月28日													■補助率:1/2 ■補助上限額:1人当たり45,000円 (1泊当たりの上限額3,000円)	広島県商工労働局 雇用労働政策課 外国人材受入・共生対策担当 TEL:082-513-3410		
	<a href="#">広島積極ガード店ゴールド認証取得における新型コロナウイルス感染症予防対策に関する補助金</a>	県内の飲食店(広島積極ガード店ゴールド認証店舗又は、認証申請店舗)に対して、アクリル板、非接触体温計、サーキュレーターなどの感染予防対策を目的とする設備の購入に必要な経費を補助します。  ※ 令和3年4月1日(木曜日)から令和3年12月28日(火曜日)までの間に購入・設置、支払いが完了したものに限り、(リース・レンタルは除く。)	飲食店(※)を営む法人又は個人であって、次の全てに該当する者 (1)広島県内に店舗があること。 (2)食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。 ※令和3年6月1日以降に営業許可を取得した店舗については、飲食店営業、喫茶店営業以外の営業許可(菓子製造業など)施設であっても店内飲食を行う店舗については補助対象者となります。 (3)過去に県が実施した『飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金』及び『飲食店におけるパーティション設置促進補助金』を受けていないこと。 (4)助成対象として申請した内容(経費)に関して同一年度内に同一品目において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていないこと。 (5)代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 (6)業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。 (7)国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。 (8)県の「広島積極ガード店」に登録すること。 (9)県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。 (10)行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。 (11)取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。 (12)県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。																■補助額:1店舗当たり上限10万円 ※ 消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。 ※ 店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。 ※ 申請回数は1店舗につき1回限りです。	広島県飲食店新型コロナ対策補助金事務局 TEL:082-546-2270
	<a href="#">広島県新たな挑戦応援事業補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響及び大雨災害により、経営上の影響を受けた中小企業者等が新事業展開等に必要設備投資等を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、アフターコロナに向け社会の変化に対応する取組を後押しすることを目的とします。	県内の中小企業者等で、かつ事業を実施する場所が広島県内に所在しており、次のいずれの要件も満たす必要があります。 (1)登記上の本店所在地が広島県内である中小企業者等であること。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響を受け、平成31年又は令和元年の対象月の売上高と比較し、令和2年又は令和3年同月の売上高が20%以上減少していること。 (3)令和3年7月又は8月の大雨により被災した損失額等が、保険適用による補填を除き、500万円以上であること。 (4)令和3年7月又は8月の大雨により被災した事業所、及び設備投資等を予定する事業所が県内に所在すること。 (5)補助金交付申請額が3,000千円以上となる新たな設備投資等により、新事業展開に取り組もうとすること。	■補助対象となる新事業展開等の取組 ① 新たな商品(製品)の開発や生産を行うこと。 ② 新しいサービス(役務)の開発や提供を行うこと。 ③ 新しい生産方式の導入や、新しい販売方式の導入を行うこと。 ④ サービス(役務)の新たな提供方式の導入を行うこと。 ⑤ その他、生産性の向上の取組に資すること。 ■対象となる経費 ○機械装置 機械・装置、工具・器具(測定工具・検査工具、デジタル複合機等)の購入、製作に要する経費 ○システム 専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築に要する経費															■補助率:補助対象経費の3/4 ■補助額:上限:20,000千円 下限:3,000千円	広島県商工労働局 経営革新課 経営支援グループ TEL:082-513-3371
	<a href="#">新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金</a>	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため、災害復旧等進捗を急ぐ事業が多く人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図ることを目的として、一定の要件を満たす新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を雇用する事業主に対して、助成金を支給します。	【助成金の申請者】 本助成金の支給申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金支給のための要件を満たす労働者を3か月以上継続して雇用する意思があり、かつ、県税の滞納のない者であって、次のいずれかに該当する者となります。 (1) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの (2) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの (3) 広島県が発注した建設工事に助成金の申請日から起算して過去5年以内に下請負人としての実績を有する者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの (4) 広島県が発注した測量、建設コンサルタント業務に助成金の申請日から起算して過去5年以内に再委託人としての実績を有する者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの 【対象労働者】 雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。 (1) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用(広島県内において、個人事業主として開業している場合も含む。)されていないこと。 (2) 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること。 (4) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者(ただし、一定の条件を満たし、適用除外である場合を除く。)であり、原則、雇用期間の定めのないこと。 (5) 1週間の所定労働時間が90時間以上であること																■助成金額 ・月額(上限):20万円/月 ・総支給額(上限):120万円(20万円/月×3か月×2期) ・助成対象期間:6か月間を上限とし、令和4年9月末まで	広島県土木建築局 建設産業課 入札制度グループ TEL:082-513-3821

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 <span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">補</span> 補助金・助成金 <span style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">給</span> 給付金 <span style="background-color: #FFA500; padding: 2px;">New</span> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→)												R4年	給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				1月	2月	3月
広島市	<span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">補</span> <a href="#">広島市雇用調整助成金等申請費用補助金</a>	中小企業等の雇用調整助成金等の利用を促進し、従業員の雇用維持や事業活動の継続を図ることを目的に補助金。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等を余儀なくされた事業者が国の雇用調整助成金等の制度を利用する場合について、その申請に係る費用(社会保険労務士へ支払う申請書類の作成に要する経費等)を補助	(1)広島市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について支給決定を受けている事業者	■対象となる費用 (1) 国の雇用調整助成金等の申請書類の作成に要する経費 (2) 提出代行または事務代理に要する経費 (3) 前各号に付随して必要な経費 (4) その他市長が必要と認める経費																■補助率:10/10 ■上限額1件あたり10万円	広島市 経済観光局雇用推進課 TEL:082-504-2244	
	<span style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">給</span> <a href="#">広島市観光関連事業者応援金</a>	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国のGoToトラベルの停止や県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等により、売り上げが減少した市内の中小観光関連事業者を応援するため、観光関連事業者応援事業実行委員会が、1事業者につき30万円の応援金を支給する。	応援金の対象となる観光関連事業者は、次のとおりです。 ・旅行業・旅行サービス手配業 ・ホテル・旅館業・住宅宿泊事業(民泊) ・旅客運送業・レンタカー業 ・観光土産物製造・販売業 ・観光イベント関連業 ・ガイド業	当事業が規定する中小企業者等であり、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。 ①広島市内に本社がある観光事業者であること 法人の場合は登記簿上の本店を市内に置くものとする。個人事業主の場合は住民登録があること。 ②令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年比30%以上減少していること ③県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること ④ 次の県事業の対象事業者ではないこと (ア)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業 (イ)頑張る飲食店納入事業者応援事業 (ウ)頑張る飲食店納入事業者応援事業 (エ)他市町が県の「頑張る中小事業者応援事業」に基づき実施する補助金の対象事業者ではないこと ⑤市または実行委員会等が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること ⑦今後も観光関連事業を主として継続する意思があること ⑧代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと	R3.4/8～R3.5/31⇒R3.6/14 <span style="background-color: yellow; padding: 2px;">終了しました</span>																■支給額:1事業者あたり30万円	広島市観光関連事業者応援事務局 TEL:082-512-1405
	<span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">補</span> <a href="#">広島は決して折れない!一丸の矢プロジェクト</a>	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化の中で、苦境に立たされている中小事業者が、共助の精神の下、団体又はグループで苦境に耐え、感染拡大の防止を図りながら事業を維持するために行う取組に要する経費を補助。(	3以上の中小事業者で構成し、かつ過半数が市内事業者である団体又はグループ	①共助の精神の下、団体又はグループで感染拡大の防止を図りながら、事業を維持していくための工夫を伴う新たな取組 ②上記①の取組に、新型コロナウイルス感染症の影響で困窮している方などの支援にもつながらる工夫が加わった取組	R2.7/26～R3.12/17 <span style="background-color: yellow; padding: 2px;">終了しました</span>																	広島は決して折れない!一丸の矢プロジェクト支援事務局 TEL:082-298-0525

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和4年2月1日現在)

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先															
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			1	2	3												
					月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			月	月	月	月											
呉市	<a href="#">事業者向け補助金等申請サポート事業</a>	新型コロナウイルス感染症の対策に伴う国、広島県及び呉市の補助金等により、その支給に必要な申請書類の作成等を行政書士又は社会保険労務士へ委託した費用(委託費に限る)の一部を補助します。	(1)事業者の場合:呉市内に事業所を有している中小企業・小規模事業者 (2)労働者の場合:中小企業・小規模事業者が雇用する労働者で市内に住所を有している者(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を申請する者に限る。)	行政書士又は社会保険労務士への委託費 ※消費税及び地方消費税の額を除きます。 ※本助成制度と同様の他の助成制度や保険を利用した場合には、その額を除いた金額が対象経費となります。																<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>行政書士</th> <th>社会保険労務士</th> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>呉市以外の国、広島県及び呉市の補助金等の申請</td> <td>雇用調整助成金又は休業支援金・給付金の申請</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>5/10</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>補助限度額</td> <td>5万円</td> <td>10万円</td> </tr> </table>	名称	行政書士	社会保険労務士	対象事業	呉市以外の国、広島県及び呉市の補助金等の申請	雇用調整助成金又は休業支援金・給付金の申請	補助率	5/10	10/10	補助限度額	5万円	10万円	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310+G6:X11
	名称	行政書士	社会保険労務士																														
	対象事業	呉市以外の国、広島県及び呉市の補助金等の申請	雇用調整助成金又は休業支援金・給付金の申請																														
	補助率	5/10	10/10																														
	補助限度額	5万円	10万円																														
	<a href="#">消毒事業の補助金</a>	新型コロナウイルスにより、事業所等を消毒する必要が生じた事業者に、費用(委託費に限り、消費税及び地方消費税を除く。)の一部を助成	○新型コロナウイルスの感染者が訪問等をしたことにより、その事業所等を消毒する必要が生じた市内の中小企業・小規模事業者 ○感染者が訪問等した日から概ね1週間以内に事業所等を消毒した者 ○市税を滞納していない事業者 ○暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	新型コロナウイルスの消毒に要する消毒事業に携わる事業者への委託費																	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助率:1/2</li> <li>■補助限度額:50万円</li> </ul>	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310											
<a href="#">生産性革命推進事業に対する助成</a>	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「生産性革命推進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援	・令和2年度中に国の生産性革命推進事業において交付額の確定を受けた事業者で、市内に本社、本店、又は主たる事業所を有する者 ・補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担	(1)ものづくり補助金 中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービスの提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 (2)持続化補助金 小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 (3)IT導入補助金 業務の効率化などの付加価値向上に繋がるITツール導入を支援	(1)R2.5/22~ (2)R2.5/15~ (3)R2.5/11~																「コロナ特別対応型」及び「特別枠」で採択された事業については、事業者負担が1/10となるように助成金を交付(上乘せ)	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310												
<a href="#">呉市JAPANブランド育成支援等事業支援補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「JAPANブランド育成支援等事業」を実施する中小企業・小規模事業者を応援します。	国のJAPANブランド育成支援等事業の認定を受けた市内の事業者等	対象経費:JAPANブランド育成支援等事業の対象となった経費の事業者負担分(全体事業費の1/3)																	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助率・上限額:</li> <li>(1)事業者支援型 ・補助率:7/10 ・上限額:1,750千円</li> <li>(2)支援事業型 ・補助率:7/10 ・上限額:7,000千円</li> </ul> ※事業者負担が1/10となるように補助金を交付(上乘せ)	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3167												
<a href="#">農漁業者経営継続支援事業</a>	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国の「経営継続補助金」を活用する際、事業者の負担が1割になるよう助成する呉市独自の支援を行います。	次のすべてに該当する人 ・令和2年度中に国の経営継続補助事業(経営継続補助金)において交付額の確定を受けた市内に本社、本店、または主たる事業所を有する農漁業者(個人または法人) ・市税の滞納がない者 ・暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	補助対象事業費の「経営の継続に関する取組」として認められた経費のうち、事業者負担分が10分の1となるように助成金を交付(上乘せ)します。																	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助率:国3/4・市3/20・事業者1/10</li> <li>■補助上限額:20万円</li> </ul> (注)共同申請の場合の補助上限額は200万円(20万円×10事業者)	呉市 産業部農林水産課(農業振興グループ・水産振興室) TEL:0823-25-3318, 0823-25-3319												
<a href="#">呉市頑張る中小事業者応援給付金</a>	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等による影響により、売上が減少した中小事業者に給付金を交付し、事業継続を下支えします。	以下の①~⑩のすべてを満たす事業者が対象です。 ①中小企業者であること。(ただし、みなし大企業は除く) ②令和3年1月1日以前から事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。(既に廃業したり、廃業予定の方は対象外です。) ③本社(個人の場合は住所地)及び主たる事業所が、どちらも呉市内にあること。 ④令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月の売上が、前年同月と比較して、30%以上減少していること。(令和2年1月1日以前に開業した場合) ※ 令和2年1月2日以降に開業し、前年比較ができない場合でも、特例措置があります。 <右欄に続く>	<左欄からの続き> ⑤次の(1)~(7)のいずれかの事業(給付対象事業)を行い、新型コロナウイルス感染症の流行以前の直近1年間で、給付対象業者について30万円以上の売上があること。 (1)屋台 (2)宿泊業 (3)交通事業 (4)旅行業 (5)レンタカー (6)観光施設関連事業 (7)イベント事業 ⑥広島県の、「新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業」、「頑張る飲食店支援金」または「頑張る飲食店納入事業者応援金」の給付対象事業者でないこと。 ⑦新型コロナウイルス感染症の感染予防策を実施していること。 ※ 店舗・事務所等のある事業者は、広島県より「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言書」の宣言書の発行を受け、店舗・事務所等に掲示していること。店舗のない事業者(交通事業者などは、代わりに宣言書(様式3号)を提出すること。 ⑧市税を滞納していないこと。 ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に掲げる営業店舗でないこと。 ⑩暴力団等と関係を有していないこと。																	<ul style="list-style-type: none"> <li>■給付額:30万円(1事業者・1回限り)</li> </ul>	呉市頑張る給付金センター TEL:0120-039-904												
竹原市	<a href="#">竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者・個人事業主が、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請に当たり、社会保険労務士に依頼した場合の費用に対して、補助金を交付。	中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者その他これに類する法人等(広島県雇用調整助成金等活用促進事業の対象となる法人等をいう。)であって、市内に本社・本店又は主たる事業所が所在している者。	(1)広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 (2)雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3)雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4)その他市長が必要と認めた経費																<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助率:10/10</li> <li>■補助金額:10万円上限</li> </ul>	竹原市 地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL:0846-22-7745												
	<a href="#">竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金</a>	竹原市では、新型コロナウイルス感染症の影響で、観光客が減少したことにより事業収入が減少している竹原市内の観光関連事業者等に対して、事業の継続を支えるために、予算の範囲内で給付金を給付します。	次の(1)~(4)の条件をすべて満たす者又は(5)に該当する者が対象となります。 (1)令和2年11月30日時点において、竹原市内に店舗・事業所・事務所など(以下「店舗等」という。)を運営する者のうち、中小企業基本法第2条第1項に規定する法人又は個人事業主等であり、今後も事業継続の意思がある者。ただし、令和元年の売上(事業収入)の合計が、360万円以上である者に限る。 (2)令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月で、市内の店舗等における売上(事業収入)が前年同月比で30%以上減少した者 (3)広島県が実施する「頑張る飲食店応援金」又は「頑張る飲食店納入事業者応援金」の対象事業者でない者	<左欄からの続き> (4)次のいずれかに該当する者 ア 館業法第3条第1項の許可を受けて、旅館業を営む者 イ 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む者 ウ 道路運送法第4条第1項の許可を受けた、旅客自動車運送事業者のうち、一般旅客自動車運送事業を営む者 エ 海上運送法第3条又は第21条の許可を受けて、若しくは第20条第2項の届出をして、船舶運航事業を営む者 オ 旅行業法第3条の登録を受けて、旅行業又は旅行者代理業を営む者 カ 食品衛生法第52条の許可を受けて、同法第51条に規定する政令で定める営業を営む者 キ 酒税法第9条の免許を受けて、酒類販売業を営む者 (5)令和元年1月以降に市内に店舗等を設置した者、専ら観光土産品の製造・小売を行う者等、市長が事業の趣旨に基づき特別な事情がある者として認める者																	<ul style="list-style-type: none"> <li>■給付金額:一律30万円(ただし、給付は1事業者1回限り)</li> </ul>	竹原市 地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL:0846-22-7745											
	<a href="#">竹原市家賃等支援給付金</a>	新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けた竹原市内の飲食店及び観光関連事業者等に対し、家賃等の支援を行い、経済的負担を軽減することにより、事業の継続を支えるため、予算の範囲内で給付金を給付する。	(一)広島県生活衛生同業組合連合会が実施する「頑張る飲食店応援金」又は「頑張る飲食店納入事業者応援金」若しくは「竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金」のいずれかの給付を受けた者																		<ul style="list-style-type: none"> <li>■給付金額:1か月分賃借料の1/2×3か月相当分(千円未満切り捨て) (1事業者あたり5万円/月(最大15万円)とする)</li> </ul>	竹原市 地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL:0846-22-7745											

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月	3月
竹原市	補 竹原市中小企業者等支援金	緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した市内の中小法人・個人事業主の皆さまに、市独自の支援金を給付します。	竹原市内にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する法人(資本金の額もしくは出資の総額が10億円未満または常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人に限り。また個人事業主のうち、次のいずれかに該当する者が対象となります。) (1) 広島県の感染症拡大防止協力支援金(第1期から第4期のいずれか)の給付を受けている者。 (2) 広島県の大規模施設等協力金(第1期から第4期のいずれか)の給付を受けている者。 (3) 国の月次支援金(5月分から9月分のいずれか)の給付を受けている者。 (4) 広島県の頑張る中小事業者月次支援金(5月分から9月分のいずれか)の給付を受けている者。 (5) 令和3年5月から令和3年9月までのいずれかの月(以下「対象月」という。)の月間売上が、令和2年または令和元年の同月(以下「基準月」という。)の月間売上に比べて20%以上減少している者。ただし、基準月の属する事業年度の売上の合計が120万円以上である者。 (6) 令和2年10月以降に創業した者等で、市長が本事業の趣旨に基づき対象とする者。	次の全ての事項について誓約いただくことが給付の要件となります。 (1) 竹原市暴力団排除条例に定める暴力団または暴力団員に該当せず、社会的に非難されるべき関係も有していないこと。 (2) 給付対象者の要件を満たし、次の不給付要件に該当する者でないこと。 ア 法人税法別表第一に規定する公共法人 イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 ウ 政治団体 エ 宗教上の組織または団体 (3) 今後も事業を継続する意思があること。 (4) 申請内容に虚偽はなく、不正受給が判明した場合には、支援金を返還すること。														●→ R3.9/13~R3.12/28	■給付金額:1事業者10万円 (事業に関し、家賃負担がある場合は15万円)	竹原市 産業振興課商工観光振興係 TEL:0848-22-7745	
	補 雇用調整助成金等活用促進事業	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請手続きを社会保険労務士に依頼した場合の、最大10万円を補助します。	・三原市内に本社・本店又は主たる事業所(注1)がある中小企業・個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金について、広島労働局長の支給決定を受けている方 ・市税の滞納がない方	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請に要した社会保険労務士への経費 ※休業の初日が令和2年1月24日以降の申請が対象のため、支払い済みの経費も対象となります。															■10万円を上限に対象経費の全額を補助(申請は1回限り)	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6013	
	補 三原市小規模事業者持続化補助金交付事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、商工会議所または臨空商工会の助言を受けて作成した経営計画に基づき、販路開拓に取り組む費用の一部を補助。	市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店を有する法人で、次のいずれにも該当するもの ・国の小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)の交付決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	■対象経費:国の交付を受けた小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)の補助対象経費(機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費等)																■補助率:1/12(県と同率) ■補助金額:上限5万円 (共同申請の場合は、上限50万円) ■補助対象事業期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日→令和4年3月31日	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072 三原商工会議所(三原地区) TEL:0848-62-6155 三原臨空商工会(本郷・久井・大和地区) TEL:0848-86-2238
	補 中小企業者採用活動支援事業費補助金交付事業	市内の中小企業者がWebを活用した面接や説明会を実施する経費の一部を補助。	次のいずれにも該当するもの ・市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者 ・市税の滞納がない者	■対象経費:Web面接・説明会を行うためのWebサービス利用料、ソフトウェア利用料 ・Webカメラ・スピーカー・マイクの購入及びリースに関する費用 ・Web合同説明会への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等に係る委託料やソフト利用料 ・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート費用																■補助率:10/10 ■補助金額:上限10万円 ■補助対象事業期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日	三原市 経済部商工振興課企業誘致係 TEL:0848-67-6013
三原市	補 商店街魅力向上支援事業費補助金交付事業	市内の商工団体や商店街組織等が、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むつ、顧客増進や魅力向上のために行うイベント実施、情報発信、環境整備等に要する経費に対して補助金を交付。	・三原商栄会連合会を構成する商栄会組織 ・三原商工会議所もしくは三原臨空商工会の会員で構成する団体組織	■対象経費 ・イベント開催事業費(委託料、広告宣伝費、会場使用料等) ・情報発信事業費(ホームページ、SNS情報発信ツール、マップ作成等) ・環境整備事業費(備品購入費等)															■補助率:10/10 ■補助金額:上限1件につき100万円 ■補助対象事業期間:令和2年10月1日~令和3年3月31日 ※令和2年10月1日以降に事業を開始し、令和3年3月31日までに事業を完了させる必要があります。	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072	
	給 頑張る中小事業者応援給付金	広島県の新型コロナウイルス感染拡大集中対策等による市外・県外への外出・移動の自粛により、売上減少の影響を受けた事業者に応援給付金を支給します。	県内に本店・本社を有し、三原市内に事業所を有する中小事業者で次のすべてに該当する者 ・宿泊事業者(旅館業法に基づく旅館・ホテル営業、簡易宿泊営業を行う者) ・交通事業者(一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業) ・観光事業者(観光土産品を店舗で販売している者等) ・印刷事業者(印刷業、製本業、印刷関連サービス業) ・衣料品販売事業者(呉服・服地・寝具小売業、靴・履物小売業、身の回り小売業) ・化粧品販売事業者(化粧品小売業) ・花小売業者(花・植木小売業に該当する事業(※切花小売業者に限る)) ・宝飾品販売業者(ジュエリー製品小売業に該当する事業) ・生活関連サービス等事業者(貸衣しよう業、写真業、旅行業、冠婚葬祭業、運転代行業、理容師法に定める理容所、美容師法に定める美容所) ・その他の洗濯・理容・美容・浴場業のうちエステティック業又はネイルサービス業 ・クリーニング業法に定めるクリーニング業 ・イベント事業者(不特定多数の集客を見込むイベントの企画又は実施に携わる事業として市長が特に認める事業)	(対象業種) ・宿泊事業者(旅館業法に基づく旅館・ホテル営業、簡易宿泊営業を行う者) ・交通事業者(一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業) ・観光事業者(観光土産品を店舗で販売している者等) ・印刷事業者(印刷業、製本業、印刷関連サービス業) ・衣料品販売事業者(呉服・服地・寝具小売業、靴・履物小売業、身の回り小売業) ・化粧品販売事業者(化粧品小売業) ・花小売業者(花・植木小売業に該当する事業(※切花小売業者に限る)) ・宝飾品販売業者(ジュエリー製品小売業に該当する事業) ・生活関連サービス等事業者(貸衣しよう業、写真業、旅行業、冠婚葬祭業、運転代行業、理容師法に定める理容所、美容師法に定める美容所) ・その他の洗濯・理容・美容・浴場業のうちエステティック業又はネイルサービス業 ・クリーニング業法に定めるクリーニング業 ・イベント事業者(不特定多数の集客を見込むイベントの企画又は実施に携わる事業として市長が特に認める事業)														●→ R3.4/5~R3.5/31→R3.7/16	■交付額:1事業者30万円	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072 三原商工会議所(三原地区) TEL:0848-62-6155 三原臨空商工会(本郷・久井・大和地区) TEL:0848-86-2238	
	給 飲食店臨時支援金支給事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、三原市が発出した「警戒宣言」及び「会合等の自粛」また、広島県が発出した「新型コロナ感染拡大防止集中対策」等により、市民の外出が自粛されたことで特に売上減少等の影響を受けた飲食店に対して、臨時に支援金を支給します。	市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店を有する法人(※宅配専門店・テイクアウト専門店等を除く)で、次のいずれにも該当する者 ■広島県の新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店を宣言していること ■中小企業基本法に規定する中小企業者であること ■令和3年1月1日までに事業を開始していること ■以下のいずれかの営業許可を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること ・食品衛生法に基づく飲食店営業許可(1類または3類) ・食品衛生法に基づく喫茶店営業許可(1類) ■広島県の「頑張る飲食店応援金」を受給しているか、受給していない場合は、以下に該当すること ・令和3年4月もしくは令和3年5月の間のいずれかの月の売上が対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少している ※新規創業者(創業1年未満)の方については、専用サイトでご確認ください。 ■今度も事業を継続する意思があること ■市税の滞納がないこと ■三原市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しないこと																●→ R3.5/31~R3.7/16	■交付額:1事業者20万円	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 <span style="color: green;">補</span> 補助金・助成金 <span style="color: red;">給</span> 給付金 <span style="color: orange;">New</span> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月
三原市	<span style="color: red;">給</span> <span style="color: blue;">更新</span> <a href="#">三原市中小事業者月次支援金支給事業</a>	緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び広島県の集中対策実施に伴う外出自粛等の影響により、売上が30%以上減少した市内中小事業者に対して、三原市中小事業者月次支援金を支給します。	■対象者 市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店若しくは主たる事務所及び事業所を有する法人で、次のいずれにも該当するもの (1)売上が前年同月比(又は前々年同月比)で30%以上減少しており、県の「頑張る中小事業者月次支援金(5月分～9月分)」を受給していること (2)県の「感染症拡大防止協力支援金(第1期～第4期)」及び「大規模施設等協力金(第1期～4期)」の対象事業者に該当しないこと (3)申請日までに県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を宣言しており、感染予防対策に取り組んでいること (4)今後も事業を継続する意思があること (5)市税の滞納がない者 (6)三原市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者															■支給額:1事業者あたり5万円/月 ※県の「頑張る中小事業者月次支援金」5月分～9月分のうち、給付決定を受けている月が対象となります。	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072	
	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">事業者向け補助金等申請サポート事業</a>	国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を社会保険労務士又は行政書士へ委託した中小事業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)社会保険労務士 対象事業:雇用調整助成金の申請 (2)行政書士 対象事業:国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金の申請															(1)社会保険労務士 ・補助額:上限10万円(補助率:10/10) ・補助回数:1事業者につき1回限り (2)行政書士 ・補助額:上限2.5万円(補助率1/2) ・補助回数:1事業者につき1回限り	尾道市 産業部商工課商政係 TEL:0848-38-9183
尾道市	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">尾道市感染防止対策支援事業補助金</a>	新型コロナウイルス感染防止のために、市内の施工業者に依頼して店舗等の施設整備を実施する事業者へ、改修費用の一部を補助し、事業継続を支援します。	次の要件をすべて満たすもの ・尾道市内に主たる事業所を持つ中小企業者 ・尾道市経営環境改善支援事業補助金の交付を受けていない者 ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の発行を受け、宣言書を店舗内等に掲示している者(飲食店の場合、「積極ガード店」のステッカー掲示でも可) ・同じ取組の内容で、国・地方公共団体等の補助金等の給付を受けていない者 ・尾道市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)第2条第1号または第3号に規定する暴力団員等でない者 ・市税の滞納がない者	【補助対象経費】 新型コロナウイルス感染防止のために行われる、次の外注工事にかかる経費を対象とします。ただし、経費にかかる消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除きます。 ※原則、施設改修の施工業者が尾道市内の事業者であること。 ・換気扇、換気用窓、網戸の新設工事(取替は対象外) ・非接触式の自動ドアへの改修工事(接触して開くものは対象外) ・24時間換気システムの設置工事(換気機能付きエアコンは対象外) ・来客用の非接触型手洗場の新設工事 ・非接触自動水栓への取替工事 ・自動水石けん供給給の設置工事 ・人感センサー照明の取替工事 ・ビス等で固定する遮蔽用パーテーション取付工事 ・カウンター、固定式座席、固定式テーブルのレイアウト変更工事 【対象事業期間】 令和2年12月1日(火)～令和3年7月31日(土) 令和3年12月31日(金)までに完了する改修工事														■補助率:対象経費の2/3(千円未満切捨て) ■補助上限額:50万円(下限額:10万円) ※補助対象経費(税抜)15万円以上がとなります。 ※1事業者につき補助は1回限りです。	尾道市 産業部商工課商政係 TEL:0848-38-9183	
	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">生産性向上促進補助金</a>	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上げが減少しているにもかかわらず、積極的に先端設備を導入する市内の中小企業者に対し、その導入経費を補助することで、生産性の向上を応援します。	市内に事業所を有する、資本金の額または出資の総額が1億円以下の中小企業者	次の要件をすべて満たす必要があります。 (1)令和3年4月1日以降に、尾道市から先端設備等導入計画の認定を受けていること (2)新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年1月から同年12月までの任意の1ヶ月の売上げが、前年同月比20%以上減少していること (3)先端設備を導入する市内の事業所に、1名以上の従業員等が常駐すること (4)国や県など、他の団体から同様の補助金等を受けていないこと (5)令和4年3月31日までに先端設備を導入すること (6)市税の滞納がないこと (7)補助金交付決定の前に先端設備を導入していないこと														■補助率:先端設備の購入費用の1/2 ■補助限度額:100万円(千円未満の端数は切り捨て)	尾道市 産業部商工課商工振興係 TEL:0848-38-9182	
	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">事業継続特別支援金</a>	尾道市では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置及び広島県の集中対策実施に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した市内中小事業者を支援するため、国または広島県が実施する「月次支援金」では補いきれない減少分に対して、市独自の支援金を支給します。	次の要件をすべて満たすもの (1)尾道市内に本社または本店があり、事業収入を得ている中小企業者(個人事業主は尾道市内に住所があること)。 (2)広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」の給付対象者であること (3)今後も事業を継続する意思があること。 ※事業期間が短く、2019年または2020年同月と比較できない場合などの取り扱いについては、広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」の対象要件に準じます。																■支給額 ・中小企業者:上限20万円/月まで ・個人事業主:上限10万円/月まで ※申請は、1事業者につき1回限りです。追加申請はできません。	尾道市 産業部商工振興係 TEL:0848-38-9182
福山市	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">福山市雇用調整助成金申請サポート補助金</a>	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助	福山市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2)(1)に付随する経費 (3)その他市長が必要と認めた経費														■補助率:10/10 ■補助限度額:10万円	福山市 経済環境局産業振興課雇用労働担当 TEL:084-928-1040	
	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">福山市テレワーク利用推進事業</a>	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従業員のテレワークを推進している市内企業を支援することを目的に、市内の宿泊施設をテレワークで利用した場合の利用料を補助する事業	福山市内の事業所等にお勤めの方	福山市では、市内企業にお勤めの方が、宿泊施設のテレワークプランを利用した場合の費用を補助する制度を創設しました。補助の申請は企業(事業所)から「利用補助券」を市役所経済総務課に申請してください。														■補助額:1回あたり3,000円	福山市 経済環境局経済総務課 TEL:084-928-1215	
	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">福山市観光関連事業者応援金(観光関連事業者)</a>	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した観光関連事業者を支援するための応援金を交付するものです。	①中小企業者又は個人事業主(みなし大企業除く) ②福山市内に本社があり、かつ市内で営業を行っていること ③次回のいずれかの事業を行っていること ④2020年(令和2年)12月から2021年(令和3年)2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること	<左欄から続く> ③次のいずれか事業を行っている者 (1)旅館業(2)住宅宿泊事業(3)旅行業 (4)貸切バス事業(5)タクシー事業 (6)イベント関連事業 (7)その他観光関連事業 ④2020年(令和2年)12月から2021年(令和3年)2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること														■交付金:1事業者当たり30万円	福山市 経済環境局文化観光振興部観光課 TEL:084-928-1042	
	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">福山市観光関連事業者等応援金(文化芸術関連事業者)</a>	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した文化芸術関連事業者に対して支援を行います。	①中小企業者又は個人事業主(みなし大企業は除く) ②福山市内に本社があり、かつ市内で営業を行っている者 ③次のいずれかの事業を行っている者 (1)文化芸術活動事業 (2)文化芸術教室事業 ④2020年(令和2年)12月から2021年(令和3年)2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること																■交付額:1事業者当たり30万円	福山市 経済環境局文化観光振興部文化振興課 TEL:084-928-1117
	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">福山市観光関連事業者等応援金(スポーツ関連事業者)</a>	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少したスポーツ関連事業者に対して支援を行います。	①中小企業者又は個人事業主(みなし大企業は除く) ②福山市内に本社があり、かつ市内で営業を行っている者 ③次のいずれかの事業を行っている者 (1)スポーツ施設運営事業 (2)スポーツ教室等事業 ④2020年(令和2年)12月から2021年(令和3年)2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること																■交付額:1事業者当たり30万円	福山市 市民局まちづくり推進部スポーツ振興課 TEL:084-928-1106

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <small>補</small> 補助金・助成金 <small>給</small> 給付金 <small>New</small> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
福山市	<b>補</b> <a href="#">福山市感染症対策設備・衛生用品導入支援事業補助金</a>	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行った設備及び衛生用品導入に係る経費の一部を補助します。	【対象者】 以下の(1)~(7)を満たす中小企業、小規模事業者または個人事業主 (1)法人においては、福山市内に本店又は支店がある者 (2)個人事業主においては、福山市内で事業を行っている者 (3)福山市の市税完納証明書が発行できる者 (4)日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者 (5)福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編)「eラーニングを修了し、係る修了証を店内等(利用者から閲覧可能な場所)に掲示している者 (6)暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でない」と判断される事業を行っていない者 (7)補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(補助金等)から補助を受けていない者 【対象経費】 2021年(令和3年)2月27日から2021年(令和3年)9月30日までに支払い又は設置が完了した下記の経費の一部について補助します。 ●設備 (1)対面式の営業を行う際の亚克力パーテーション、カーテン等の導入費 (2)従業員間の濃厚接触を避けるための衝立、カーテン等の導入費 (3)換気設備(換気扇、網戸、空気清浄機)の購入及び設置費 (4)来客者の体温を測定するサーモカメラ、非接触型検温器具の購入費 (5)非接触型の手指消毒液噴霧器、足踏み式消毒液スタンドの導入費 (6)非接触型の水栓蛇口の導入費 (7)CO2センサーの導入費 ●衛生用品 (8)下記衛生用品の購入費(・消毒用アルコール等(洗浄剤、漂白剤含む)・ハンドソープ、石けん・除菌玄関マット(リース含む)・除菌シート・マスク・ゴーグル・フェイスシールド・防護服・使い捨て手袋・交換用フィルター(空気清浄機・換気扇))													■補助率:3/4 ■補助限度額:30万円(下限5万円) ※消費税額および地方消費税額は補助対象経費から除く ※補助金のうち、衛生用品の導入に要したのものについては、上限10万円まで	福山市感染症対策設備等補助金事務局 TEL:084-959-3410
	<b>給</b> <a href="#">福山市繊維関連事業者応援金</a>	広島県の集中対策(2020年12月~2021年2月実施分)に基づく外出機会の削減要請等の影響により売上が減少した繊維関連事業者に対して応援金を支給するものです。	支給対象者は、中小企業基本法に規定する中小企業者又は個人事業主(繊維関連事業)とします。(ただし「みなし大企業」は除きます。)また、次の(1)~(10)に掲げるすべての条件を満たす必要があります。 (1)2021年(令和3年)6月28日において福山市内に本社があり、分類表に掲げる事業を営んでいること。 (2)2020年(令和2年)12月から2021年(令和3年)2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること。 (3)広島県の新型コロナ感染拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること。 (4)広島県の「令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食店事業者応援事業」、「頑張る飲食店納税事業者応援事業」のいずれかの応援金等の対象事業者でないこと。 (5)「福山市観光関連事業者等応援金」の支給を受けていないこと (6)「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編)」eラーニングの修了証の支給を受けていること。 (7)申請以後においても事業を継続する意思があること。 (8)代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が福山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。 (9)市税を滞納していない者。 (10)広島県の「頑張る中小事業者応援事業」に基づき、他市町が実施する給付金の支給を受けていないこと。													■給付額:1事業者当たり30万円	福山市繊維関連事業者応援金事務局 TEL:084-959-3430
	<b>補</b> <a href="#">福山市特定離職者雇用促進補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を雇用する市内の事業者に対して補助します。	・福山市内に事業所を有している者 ・2021年(令和3年)1月1日から同年12月31日までの間に特定離職者を雇用し、継続して雇用する意思がある者 ・広島県の新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金の支給の決定を受けていないこと。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者ではないこと。 ・市税の滞納がないこと。 ■対象となる労働者 (離職の要件) ・2020年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した市内に居住する人(雇用先の倒産・休業、解雇、内定取消し、個人事業主の廃業等) (雇用要件) ・雇用期間の定めのない雇用形態 ・健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の規定による被保険者 ・1週間の所定労働時間が30時間以上 ■補助対象期間 2021年1月1日から同年12月31日までの間に特定離職者を新たに雇い入れた事業者が対象となります。													■補助金額:1人あたり上限60万円(月額上限10万円×3か月×2期) ※補助対象期間が6か月を満たさない場合は、1期分(3か月)のみ交付します。1事業者につき5人まで。	福山市 市民局まちづくり推進部スポーツ振興課 TEL:084-928-1106
	<b>補</b> <a href="#">課題解決支援事業補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産性の向上によって業況の好転を図るため、新たに顕在化した事業課題の解決や固定経費削減のための経費の一部を補助します。 ※令和3年4月1日から令和4年1月31日までに支払い・設置が完了したものに限りです。	以下の①~⑦を満たす福山市内の中小企業、小規模事業者又は個人事業主(みなし大企業を除く) ①法人においては、福山市内に本店又は支店がある者 ②個人事業主においては、福山市内で事業を行っている者 ③業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 ④日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者 ⑤暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でない」と判断される事業を行っていない者 ⑥補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(補助金等)から補助を受けていない者 ⑦福山市の市税完納証明書が発行できる者 ①ITツールの導入及び設備のIoT化 ②非対面型ビジネスモデルへの転換 ③テレワーク(在宅勤務、Web会議、Web面接等)環境の整備 ④レイアウト変更や動線確保による業務効率化 ⑤作業効率の向上を目的とした新システムの導入 ⑥作業効率の大幅上昇が見込める非効率機器の更新 ⑦その他固定費の削減に資する取組として必要と認めるもの													■補助率:2/3 ■補助金額:上限50万円 <補助対象期間> 令和3年4月1日から令和4年1月31日 まで	一般財団法人備後地域地場産業振興センター TEL:084-924-4510
	<b>給</b> <a href="#">福山市中小事業者売上回復応援金</a>	緊急事態措置、まん延防止等重点措置、広島県の集中対策実施に伴う、飲食店の休業や外出自粛等の影響を受け、売上が減少した市内の中小事業者に対しての応援金を支給するものです。 国・県の月次支援金の給付をうけ(※)で、2021年の売上が、2019年又は2020年同月の売上の70%となるまで、応援金を給付します。  (※)国・県の月次支援金の対象事業者は、給付を受けていない場合であっても、給付を受けたものとみなして応援金の給付額を算出します。売上額・減少率によっては、給付を受けられない場合があります。	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置及び広島県の集中対策実施に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した市内中小事業者で、次に該当する者 (1)福山市内に、本社があること。(個人事業主は住所) (2)中小企業基本法で定義する中小企業であること。(個人事業主を含む) (3)2021年対象月(5月分・6月分・7月分・8月分・9月分)の各月における売上が2019年又は2020年同月の売上の30%以上減少していること。 (4)2021年対象月において、広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」、「広島県大規模施設等協力金」の対象事業者でないこと													■給付額 ・中小法人 : 上限20万円/月(最大100万円/5月~9月分) ・個人事業主: 上限10万円/月(最大 50万円/5月~9月分)	福山市中小事業者売上回復応援金事務局 TEL:084-959-2524

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月
府中市	補 更新 府中市雇用継続助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者で、国の支給額以上の休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給します。また、国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費についても助成金を支給します。	(1)国が特例措置を実施した雇用調整助成金の交付を受けた事業者であること。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇をしていない者であること。 (3)市内に主たる事業所を有する者であること。 (4)市税等の滞納がない者であること。	(1)休業補償に係る助成金について 国の雇用調整助成金の支給額以上に従業員へ休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金支給。 (2)社会保険労務士への事務委託費に係る助成金について 国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費について助成金支給(※中小企業・小規模企業者のみ)。														(1)ア 中小企業・小規模企業者:上限50万円 イ 大企業:上限100万円 (2)上限10万円	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL:0847-43-7190	
	補 府中市テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金	令和2年4月1日以降にテイクアウト又はデリバリー事業に新たに参入する事業者に対して参入に係る経費の一部について助成金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等	1 ひろしま産業振興機構が実施するテイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金交付事業の助成金交付決定を受けた者 2 テイクアウト又はデリバリー事業を行うために必要な食品営業許可を受けており、又は受ける予定があり、かつテイクアウト又はデリバリー事業に令和2年4月1日以降に参入する者 ※次のア・イいずれかに該当する取組を新たに開始する者。 ア) 飲食店営業1類の許可を持つ者が、そうざい等の店頭販売を新たに開始する場合又は、飲食店営業3類の許可を取得し、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合。 イ) 飲食店営業3類の許可を持つ者が、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合	→												対象経費の2分の1以内で、上限20万円(税抜き)。	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL:0847-43-7190		
	補 府中市新型コロナウイルス感染防止対策補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも防止対策として設備導入を行っている事業者に対して、経費の一部を補助します。	(1)日本標準産業分類の大部分A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者であること。 (2)市内に事業所を有する者であること。 (3)市税等の滞納のないこと。	補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための府中市内の事業所の設備の導入や備品購入、改装等にかかる経費としています。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。 (補助対象経費) 令和2年4月1日から令和3年2月28日までに購入し、設置した感染防止対策設備	→														■補助率:3/4 ■補助金額:上限20万円 (上限額に達するまで複数回申請可能)	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL:0847-43-7190 府中商工会議所 TEL:0847-45-8200 上下町商工会 TEL:0847-62-3504
	補 府中市頑張る中小事業者応援金	県が昨年12月から今年2月に実施した新型コロナ感染拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した市内の中小事業者の事業継続を応援します。	県の外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した市内の中小事業者(個人事業主も含まれます)	次のすべての要件に該当する事業者が対象となります。 (1)広島県内に本店があること。 (2)府中市内に事業所があり、営業していること。 (3)中小企業者であること(個人事業主も対象です)。 (4)令和2年12月から令和3年2月までの間のいずれかの月の売上が対前年同月比で30%以上減少していること(新規創業者の特例あり)。 (5)県の新型コロナ感染拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること。 (6)県が実施した「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業(R2.12～R3.2に広島市の飲食店を対象に実施)」「頑張る飲食事業者応援事業」「頑張る飲食店納入事業者応援事業」による補助金及び他市町が県の「頑張る中小事業者応援事業補助金」に基づき実施する補助金を受給していないこと。 (7)県が実施する「広島積極ガード店」または「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録があること。 (8)令和元(平成31)年の売上の合計が240万円以上あること(新規創業者の特例あり)。 (9)令和3年2月1日までに事業を開始していること。 (10)市税等の滞納がないこと。 (11)今後も事業を継続する意思があること	→														■支給金:1事業者あたり30万円	府中市 経済観光部商工労働課 TEL:0847-43-7190 府中商工会議所 TEL:0847-45-8200 上下町商工会 TEL:0847-62-3504
三次市	補 三次市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持を図るための休業手当に要した費用として、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成や代行申請などを社会保険労務士に委託した際の経費に対して補助金を交付します。	(1)三次市内に本店または主たる事業所を有している事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金等の申請に必要な書類を社会保険労務士に委託した事業者 (3)雇用調整助成金等の支給決定を受けている事業者	雇用調整助成金の申請などに関連して、社会保険労務士に支払った報酬のうち、次にあげる経費を補助します。(消費税及び地方消費税に相当する額を除く) 1. 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 2. 雇用調整助成金等の代行申請に要する経費 など	→													1事業者 上限20万円 ※申請は1回限り ※補助率:補助対象経費の10万円までは10/10、10万円を超えた額は1/2 ※補助金は千円未満切り捨てます。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働係 TEL:0824-62-6171	
	給 三次市飲食事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会食自粛や忘・新年会のキャンセルが相次ぐ等、特に事業経営に影響を受けている飲食店事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するために給付金を支給します。	右記のすべてを満たす事業者	(1)前年の事業収入(売上)が120万円以上あり、令和2年11月から令和3年1月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月の売上と比較し30%以上減少している市内の飲食事業者(法人または個人事業主) (2)市内に本店を有する法人又は市内に住居登録及び主たる事業所を有する個人事業主 (3)食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること (4)広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録店 (5)広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促す事業者 (6)令和元年(法人は前事業年度)確定申告又は住民税申告をしている事業者	→													・上30%以上40%未満減少:10万円 ・売上40%以上50%未満減少:15万円 ・売上50%以上減少:20万円 ※複数の店舗を展開する事業者等にあつては、店舗ごとに交付対象とする	三次市 産業振興部商工観光課商工労働係 TEL:0824-62-6171	
	給 三次市中小企業者応援給付金	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した三次市内の中小企業者を応援します。	次のすべてを満たす事業者 1. 三次市内に本店を有する法人又は市内に住居登録があり広島県内に主たる事業所を有する個人事業主 2. 中小企業基本法で定義する中小企業(個人事業主を含む) 3. 前年の事業収入(売上)が120万円以上であること 4. 令和2年12月～令和3年2月のいずれかひと月の売上げが前年同月の売上げと比較して30%以上減少していること 5. 広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること 6. 直近の確定申告又は住民税申告をしている事業者 <右欄に続く>	<左欄から続く> 7. 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと 8. 事業が法令に違反し、公序良俗に反する事業者 9. 今後も事業を継続する意思がある事業者 10. 国、県、市町等から同一事業に対する助成を受けていないこと 11. 以下の助成を受けていないこと ・広島県頑張る飲食店応援金、広島県頑張る飲食店納入事業者応援金、広島県感染拡大防止支援金、三次市飲食事業者支援給付金、三次市交通事業者支援給付金、三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る産業振興施設支援助成金、三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る指定管理施設助成金 【対象業種】 宿泊業、旅行業、冠婚葬祭業、理容・美容業、衣類等小売業、イベント行、運転代行業 など	→														■支給額:1事業者30万円	三次市 産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL:0824-62-6171

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先	
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月
三次市	補 三次市中小企業経営多角化・環境整備等支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者に対して、経営の展開及び多角化、または新型コロナウイルス感染症防止のための事業所の環境整備等を目的とした設備等の新設もしくは改修に要する経費を一部補助します。	納期限の到来した市税・料を完納しており、市内に本店又は住所を有する、以下のいずれにも該当する方 ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者 ・令和2年12月31日までに開業していること ・年間の事業収入が120万円以上あること ・補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の国又は県の補助金の交付を受けていないこと ・原則、1年以上継続して事業を実施する者 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係でないこと	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により行う経営の展開及び多角化に資する事業又は新型コロナウイルス感染症防止のために市内の事業所の環境整備等を目的とした設備等の新設もしくは改修で、原則として市内に本店又は本社がある事業者に発注する事業で対象経費が10万円以上であること 【補助対象経費】 ・施設整備費: 施工管理費、改修・改装工事、通信環境整備費、設計費 ・管理運営費: 備品等の購入 ・広告費: チラシ・ホームページの作成、新聞・雑誌等への掲載料、新聞折込料 ・事業費: インターネット登録料、講習会の受講料・テキスト代 ※補助対象経費に係る消費税および地方消費税相当額を除く。 ※既に存する設備等の撤去費用を除く。 ※消耗品を除く。 【補助対象期間】令和3年4月1日～令和4年2月28日													■支給額: 1補助対象者あたり50万円 ※備品等の購入にかかる部分の補助金の上限額は15万円とする。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL: 0824-62-6171
	補 中小企業者経営持続支援専門家派遣事業	新型コロナウイルス感染症対応として、新たな経営展開や多角化の推進、経営の見直し、事業計画書や経営ビジョン策定など経営を支援するために、広島県中小企業診断協会から専門家派遣します。	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者	■派遣期間 派遣決定後から令和4年3月31日(木曜日)まで ※派遣回数、日程等は広島県中小企業診断協会にご相談いただくようになります。 ■専門家派遣の流れ ・申請書および別紙診断予備調査書を申請期限までに商工観光課商工労働・企業誘致係へ提出してください。 ・市から広島県中小企業診断協会へ派遣を依頼後、広島県中小企業診断協会から申請者へ連絡があります。診断内容や日程等をご相談いただいた後、診断士が派遣されます。(申請状況によっては申請から派遣までお時間をいただくことがあります。) ・派遣終了後、市から広島県中小企業診断協会へ費用を支払います。													■支給額: 専門家派遣にかかる費用10/10(上限30万円) ※費用は市から協会に支払います。30万円を超える部分については事業者の負担になります。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL: 0824-62-6171
	給 更新 三次市中小事業者月次支援金	緊急事態宣言の延長等に伴い、まん延防止等重点措置の影響を受け、令和3年5月から9月令和4年1月、2月のまでの各月における売上げが20%以上30%未満減少した中小法人・個人事業者を支援します。  【追加】令和4年※1月、2月も対象月に追加しました。	■対象業種 三次市内に本店を有する中小法人・個人事業者 ※対象要件を満たす全業種が対象となります ■対象者 次のすべてを満たす事業者 (1)三次市内に本店を有する法人又は市内に住民登録があり三次市内に主たる事業所を有する個人事業主 (2)令和3年5月～令和3年9月までの各月において、月間の売上額が令和2年または令和元年の同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること (3)直近の確定申告又は住民税申告をしている事業者 (4)令和3年3月31日までに開業している事業者 (5)代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと (6)事業が法令に違反し、公序良俗に反する事業者でないこと (7)今後も事業を継続する意思がある事業者 (8)以下の助成を受けていないこと ・広島県感染症拡大防止協力金 ※広島県感染症拡大防止協力金を受給された方は、今回の支援金の対象外となりますが、協力金の第3期分について、三次市は対象エリア外であったため「7月分のみ対象」となります。 ・広島県頑張る中小事業者月次支援金の支給対象となっている月は申請できません。 【追加】令和4年1月、2月の売上額が平成31年から令和3年のいずれか同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること														■給付額 【5～10月分】 —令和2年または令和元年の対象月の売上額—令和3年の対象月の売上額 【1月～2月分】 平成31年から令和3年までの各年における1月いずれかの売上げ額—令和4年1月の対象月売上額 ・中小法人等: 上限10万円/月 ・個人事業者: 上限5万円/月 ※複数の事業所を運営している場合でも1事業者分となります。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL: 0824-62-6171
庄原市	補 庄原市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等を余儀なくされる中でも、休業手当を通じて従業員の生活を守り、雇用の維持を図ろうとする事業者が、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請等を社会保険労務士に依頼し、支払った経費を補助	新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等について、広島労働局長より支給決定を受けた庄原市内の中小企業者で、申請等を社会保険労務士に依頼し、報酬を支払った中小企業者	■補助対象経費 (1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費 ※1 申請総額が予算額を超過した場合には、申請額どおりの補助ができないことがあります。 ※2 実績払いとなります。													■補助率: 10/10 ■補助額最大: 10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL: 0824-73-1178
	補 庄原市雇用維持支援助成金	長引く新型コロナウイルス感染症の影響下において、事業の縮小を余儀なくされながらも雇用維持と事業継続に取り組む市内の事業者に対し助成金を交付し、企業の倒産や市内での失業者を出さないことにより経済の回復を図る。	庄原市内に本店・支店にかかわらず、事業所を有しており、以下のいずれにも該当する法人・個人事業主が対象です。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年9月から令和3年2月までの間で、いずれか2カ月以上(連続していなくても可)の売上がそれぞれ前年同月比で30%以上減少している。 ・売上減少月を含む事業年度の前年度以前3年のうち、いずれか1年の確定申告における事業収入が120万円以上あるもの ・市税の滞納がなく、今後も事業を継続する意思があること ※宗教法人もしくは政治団体は対象外です。	庄原市内の事業所に被用者(※)が勤務しており、次の要件を満たせば、被用者の人数に応じた助成金を交付します。 ・令和2年9月1日から申請月の前月の末日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、被用者を解雇していない。 ・今後も引き続き6月以上、当該被用者の雇用を維持する意思がある ※被用者とは売上減少月のうち、早い方の月の末日において、自社で継続して2カ月以上の雇用保険の期間を有する従業員												売上の減少率が30%以上の事業者に、下記の区分により給付します。 (1)市内の事業所に常勤する雇用保険被保険者(被用者)がある場合 ・対象被用者1人につき10万円(上限1,000万円) (2)雇用保険被保険者(被用者)がいない場合 ・1事業者につき一律5万円 ※個人事業主は市内に住所を有することが要件です。 (3)雇用保険被保険者(被用者)がいないが、専従者給与を支払っているか、同居の親族を雇用し従業員として給与を支払っている場合 ・1事業者につき一律10万円 ※個人事業主は市内に住所を有することが要件です。	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL: 0824-73-1178	
	補 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金(第2次)	感染拡大の予防対応等のため、事業者が予防対策用に取り組んだ消耗品や設備導入の経費について、1事業所当たり30万円(補助率3/4)を上限に補助します。	庄原市内に主たる事務所もしくは事業所を置く中小企業者、個人事業主または市内支援団体等で、以下の業種を営む方 農業・林業・漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス業	・飛沫感染予防対策: 使い捨てマスク、フェイスガード、アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、空気清浄機、トイレの洋式化 ・接触感染予防対策: 消毒用アルコール除菌シート、非接触体温計、サーモカメラ非接触シーブディスプレイ、手洗い用石鹸液、足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、使い捨て手袋、手洗い場の非接触蛇口 ・換気による感染予防対策: 扇風機、サーキュレーター													・補助率: 補助対象経費の3/4以内 ・補助限度額: 30万円 (補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て) ・補助対象事業期間 令和2年10月1日(木)～令和3年3月31日(水)	庄原市 企画振興部商工観光課 TEL: 0824-73-1179 西城支所地域振興室 TEL: 0824-82-2181 東城支所産業建設室 TEL: 08477-2-5008 口和支所地域振興室 TEL: 0824-87-2113 高野支所地域振興室 TEL: 0824-86-2113 比和支所地域振興室 TEL: 0824-85-3003 総領支所地域振興室 TEL: 0824-88-3065

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和4年2月1日現在)

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月
庄原市	補 頑張る飲食関連事業者等事業継続応援給付金	新型コロナウイルス感染症の第二波感染拡大により、大きな影響を受けながらも県の「頑張る飲食事業者応援給付金」および「頑張る飲食店納入事業者補助金」の対象とならない飲食関連の事業者に対して、事業を継続していただくために応援給付金を支給します。	中小企業者または個人事業主で、次のいずれにもあてはまるもの (1)市内に事業所または工場を有している者 (2)下記表に定める業種を事業として営んでいる者で、飲食店と直接取引していない者 (3)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月から令和3年2月のいずれか1月の売上金額が前年同月比で30パーセント以上減少した者 (4)売上減少月の前月末までに3月以上営業し、今後も事業を継続する意思を有する者 (5)前事業年度以前の3年のうち、いずれか1年の確定申告における専業で営む事業収入(個人事業主の場合は不動産収入を含む)が120万円以上の者 ※前年同月の比較ができない開業者や、売上が特別な事情により一定期間に偏在している方などはご相談ください。	左記のうち、対象となる業種 ・卸売業: 飲食料品卸売業/全業種 ・製造業: 食料品製造業/全業種 ・飲料・たばこ・飼料製造業/酒類製造業 ・生活関連サービス業: その他の生活関連サービス業/旅行業 ・宿泊業、飲食サービス業: 宿泊業/全業種 ・持ち帰り・配達飲食サービス業/全業種													一律30万円(市内に複数の店舗・事業所がある場合でも30万円です。) ※一度給付を受けられた方は、再度申請することができません。 ※この給付金は、事業所得・不動産所得・雑所得等の課税対象となる場合があります。	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178	
	補 庄原市雇用維持支援助成金	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月から9月までのいずれか2か月の売上が、前年または前々年の同月比で、30%以上減少した事業者に対し、雇用保険に継続して加入させている従業員一人につき助成金を交付します。	庄原市内に本店・支店にかかわらず、事業所を有しており、以下のいずれにも該当する法人・個人事業主が対象です。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月から令和3年9月までの間で、いずれか2か月以上(連続していても可)の売上がそれぞれ前年または前前年の同月比で30%以上減少している。 ・売上減少月を含む事業年度の前年度以前の3年のうち、いずれか1年の確定申告における事業収入が120万円以上あるもの ・市税の滞納がなく、今後も事業を継続する意思があること	庄原市内の事業所に被用者(※)が勤務しており、次の要件を満たせば、被用者の人数に応じた助成金を交付します。 ・令和3年3月1日から申請月の前月の末日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、被用者を解雇していない。 ・今後も引き続き6月以上、当該被用者の雇用を維持する意思がある。 ※被用者とは、以下の要件を満たす従業員です。 1.減収のあった2か月のうち、早い方の月末までに、自社で継続して2か月以上の雇用保険の期間を有すること 2.庄原市内の事業所で働いていること 3.市外と市内両方で勤務する従業員の場合は、市内の事業所で2/3以上の時間働いていること													売上の減少率が30%以上の事業者には、下記の区分により給付します。 (1)市内の事業所に常勤する雇用保険被保険者(被用者)がある場合 ・対象被用者1人につき10万円(上限1,000万円) (2)雇用保険被保険者(被用者)がいない場合 ・1事業者につき一律5万円 ※個人事業主は市内に住所を有することが要件です。 (3)雇用保険被保険者(被用者)はいるが、専従者給与を支払っているか、同居の親族を雇用し従業員として給与を支払っている場合 ・1事業者につき一律10万円 ※個人事業主は市内に住所を有することが要件です。 ※法人の場合は、市に法人税を支払っていることが要件です。	庄原市 企画振興部商工観光課 TEL:0824-73-1178	
	補 庄原市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金(第2次延長分)	長引く新型コロナウイルス感染症の予防と、事業の継続のため、事業者がこれまで取り組んだ感染拡大防止対策(消耗品等)に対し、費用の一部を補助します。	庄原市内に主たる事務所もしくは事業所を置く中小企業者、個人事業主または市内支援団体等で、以下の業種を営む方 農業・林業・漁業・鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業	○飛沫感染予防対策 使い捨てマスク、フェイスガード、アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、空気清浄機、トイレの洋式化 ○接触感染予防対策 消毒用アルコール類、除菌シート、非接触体温計、サーモカメラ非接触シープディスペンサー、手洗い用石鹸液、足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、使い捨て手袋、手洗い場の非接触蛇口 ○換気による感染予防対策 換気扇、サーキュレーター														・補助率: 補助対象経費の3/4以内 ・補助金額: 限度額30万円 (補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て) ※申請額が予算額を超過した場合には、申請額通り補助できないことがあります。	庄原市 企画振興部商工観光課 TEL:0824-73-1179 西城支所地域振興室 TEL:0824-82-2181 東城支所産業建設課 TEL:08477-2-5008 口和支所地域振興室 TEL:0824-87-2113 高野支所地域振興室 TEL:0824-86-2113 比和支所地域振興室 TEL:0824-85-3003 総領支所地域振興室 TEL:0824-88-3065
	給 庄原市中小事業者月次支援金	新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等の影響により、令和3年5月から10月までの月別売上が、それぞれ前年または前々年の同月比で、20%以上30%未満減少した事業者を支援することにより経済の回復を図ることを目的としています。	新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等の影響により、売上が落ちていながら、広島県や国が実施する「月次支援金」の売上減少率に関する要件を満たすことができなかった事業者が対象です。 ・営利を目的として営業で営んでいる中小事業者、市内に事業所を置く個人事業主、または市内に事務所もしくは事業所を有するNPO法人、医療法人等であること。 ※ただし、庄原市に住居がない個人事業主の場合は、市内事業所において、雇用保険の被保険者となっている従業員を雇用していることが条件となります。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月から10月までの間に、売上が前年または前前年の同月比で20%以上30%未満、減少していること。 ・売上が減少した月を含む事業年度の前年度以前の3年のうち、いずれか1年の確定申告における事業収入が120万円以上あるもの。 ・市税の滞納がなく、今後も事業を継続する意思があること。 ・他の自治体等の機関から、同内容の補助金等を受けていないこと。 なお、以下に該当する者は、上記の条件を満たしていても対象外となります。 ・宗教法人、公共的団体もしくは政治団体 ・暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者 ・風俗営業を営む者														■給付額(上限額) ・中小事業者: 1月あたり20万円 ・個人事業主: 1月あたり10万円  令和3年5月から10月までの間に、前年または前々年同月比で、売上の減少率が20%以上30%未満となった月ごとに、以下のとおり計算します。 ただし、国の「月次支援金」、広島県の「頑張る中小事業者等月次支援金」、飲食店向けに休業・時短営業の要請に応じた場合に支給される「広島県感染症拡大防止協力支援金」の対象となった同じ月を対象とすることはできません。 【令和元年または令和2年の、対象とする月の売上額】-【令和3年の対象とする月の売上額】=対象月の支援額	庄原市 企画振興部商工観光課 TEL:0827-59-2131	
大竹市	補 大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営が不安定となっている状況においても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の事業者に対して、予算の範囲内で、大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金(雇用調整助成金等の申請のために社会保険労務士に支払った経費に対して上限10万円まで1回限り)を交付します。	(1)新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金 (2)の事業者で、雇用調整助成金等の申請を行った事業所が市内であること。	(1)広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2)雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3)雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4)その他市長が必要と認めた経費													■補助率: 10/10 ■補助額最大: 10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	大竹市 総務部産業振興課商工振興係 TEL:0824-73-1178	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月
東広島市	東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者が国の雇用調整助成金の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用について補助金	・東広島市内に主たる事業所を有している中小企業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士に委託をした者 ・雇用調整助成金の支給決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料														■補助率:10/10 ■補助額:最大10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921	
	東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金	国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に上乗せし、活用を促進するものです。	・国の生産性革命推進事業の各補助金で採択され、補助金の確定を受けた者 ・東広島市内に主たる事業所を有する者 ・市税の滞納がない者	・ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 ・持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 ・IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援														各対象事業で採択された事業について、原則、事業者負担の2分の1を補助します(上限額あり)。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921	
	東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているテナント事業者の事業継続を支援するため、家賃等の負担を減額する補助制度を創設。	右記の(1)から(4)を全て満たす中堅企業・中小企業等	(1) 市税の滞納がなく、市内において自ら営む事業のために家賃などを支払っている者 (2) 令和2年12月から令和3年2月の売上高について、新型コロナの影響などにより、直近1か月で前年同月比が50%以上減少または連続する直近3か月の平均売上高が前年同期比で30%以上減少していること。ただし、業歴3か月以上1か月未満で、前年の売上高を比較できない場合は、直近1か月の売上高が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高と比較して、30%以上減少していること 令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月のいずれかの月の売上高について、前年同月比が30%以上減少していること。ただし、令和2年2月2日以後に開店した場合は、開店日で異なります。 (3) 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払済みであること (4) 広島県が実施する「広島積極ガード店」(飲食業)または「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」(全業種)に登録していること。														テナント事業者が店舗等の賃料として支払った令和3年1月分から同年3月分までの家賃等(消費税を除き、千円未満切り捨て)。また、次の条件により補助金上限額を設定します。	東広島市テナント事業者家賃等支援事業事務局【東広島商工会議所4階 大会議室】 TEL:082-420-0303	
	東広島市商店街等復興支援事業補助金	新型コロナウイルスの感染拡大の影響やクラスターの発生の風評被害等により、著しく売上が減少した商店等が集積する地域(復興支援対象区域)で3密を回避して行うイベント等に対する経費等を支援します。	右記の事業者等	(1) 復興支援対象区域(※1)を所管する商工会議所等(東広島商工会議所、黒潮商工会、広島県央商工会又は安芸津町商工会) (2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項の商店街振興組合 (3) 上記(2)に準ずる団体が市長が適当と認める団体等 (4) 復興支援対象区域を拠点として活動する3以上の事業者(※2)等で構成する団体等 ※1 復興支援対象区域については、市産業振興課にお問い合わせください。 ※2 事業者とは中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者で市税に滞納がないこと。															■補助上限額 (1)、(2)、(3):200万円(下限額:40万円) (4):50万円(下限額:10万円) ■補助率:いずれも補助対象経費の10/10 ■補助対象経費:印刷費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、委託料、既存設備改修費、ソフトウェア改修費、人件費(事業実施に伴い、新たに雇用したアルバイト従業員等の給与(1時間あたり950円を上限)に限る。)、その他市長が必要と認める費用。ただし、食料費、PC・大型モニター・汎用ソフトウェアなどのOA機器、機械・工具類、設備投資費(新規のもの)は対象外。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	東広島市新型コロナウイルス感染拡大防止医療機関支援事業	国の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」(国の感染防止支援事業とは別に、東広島市独自の制度を設け、院内等での感染拡大防止への取り組みを行う医療機関を支援。	東広島市内の保険医療機関(内科・歯科) ・ただし、国の感染防止支援事業に申請し、感染拡大防止対策に取り組んでいること。 ・薬局、訪問看護ステーション、助産所は対象外となります。	(補助対象経費) ・感染拡大防止対策に要する費用 ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保に要する費用(「従前から勤務しているもの及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外)															病院・診療所の区分ごとの上限額 ・病院(内科・歯科):200万円 ・有床診療所(内科・歯科):60万円 ・無床診療所(内科・歯科):30万円	東広島市 健康福祉部健康増進課 TEL:082-420-0936
	東広島市頑張る中小事業者応援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、外出自粛等の影響により、売上が減少した事業者の皆様に対して、最大20万円の応援金を支給。	県内に本店を有し、かつ、東広島市内に事業所を有し、右記の要件を満たしていること。	(1) 令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれかの売上高について、外出自粛等の影響により、前年同月比が30%以上減少していること (2) 広島県の「頑張る飲食事業者応援事業」および「頑張る飲食店納入事業者応援事業」ならびに本市の「テナント事業者家賃等支援事業」のいずれかの応援金等を受給していないこと ※ただし、テナント事業者家賃等支援事業の受給額が上限額に達していない方は、本応援金の支給対象となります。															1事業者につき20万円 ※ただし、東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金を受給している場合は、その差額分のみの支給。	東広島市頑張る中小事業者応援金事務局 TEL:080-2905-8254(令和3年4月から開通予定)
東広島市事業計画策定事業	ウイズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、国の事業再構築補助金を活用して、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を目指す中小企業、個人事業主等に補助金を交付します。 (1)事業計画策定事業 ※国の採択・不採択に関わらず申請が可能です。	次の全てを満たす者となります。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の採択・不採択の結果通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者	■認定経営革新等支援機関等 ・国が認定した経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第1項の規定により認定された者をいう。) ・別紙認定支援機関確認書により、経営革新等支援機関が適当と認めた者 ・その他市長が適当と認める者 ■補助対象経費 申請に必要な事業計画策定のために認定経営革新等支援機関等に支払った報酬															■補助率:10/10 ■補助金額:上限20万円 ※注1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。 ※注2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921	
東広島市事業再構築促進サポート補助金	国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の申請に当たり、「認定経営革新等支援機関等」の支援を得て事業計画を策定する事業 (2)事業再構築促進事業 国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の採択を受けて実施する事業	次の全てを満たす者となります。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の交付の確定通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者	■補助対象経費 国の事業再構築補助金の補助対象経費から、国が交付を決定している補助金額を差し引いた経費															■補助率:1/10 ■補助金額:上限200万円 ※注1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。 ※注2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先	
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月
東広島市	東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況の好転を図るため、ITツールなどを用い、生産性の向上や非対面型ビジネスモデルへの転換を目指す新たな取組を実施する方を応援します。	次の全てを満たす者として。 (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に主たる事業所を有し、かつ、市内において業務歴が3か月以上の者 (2) 市税の滞納がない者 (3) 業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 (4) 本事業に基づき実施する内容が、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を重複して受けていない者 (5) 令和2年10月以後の連続する12か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前(令和元年または令和2年)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している者 (6) 市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者	■補助対象経費 国が認定した経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法第31条第1項の規定により認定された者をいう。)が別紙確認書により適当と認めた者で、次に掲げる事業とする。 (1) ITツールの導入及び設備のIoT化 (2) 非対面型ビジネスモデルへの転換 (3) テレワーク(在宅勤務、Web会議、Web面接等)環境の整備 (4) レイアウト変更や動線確保による業務効率化 (5) 作業効率の向上を目的とした新システムの導入 (6) 作業効率の大幅上昇が見込める非効率機器の更新 (7) その他固定費の削減に資する取組として必要と認めるもの														■補助金額(申請は1回限り) 30万円を上限に補助対象経費の全額を補助。 また、申請支援費は別で1万円を上限に補助。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
廿日市市	廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の中小企業者が雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用に対し、補助金	(1) 廿日市市内に事業所を有している中小企業者 (2) 雇用調整助成金の支給決定を受けている方 (3) 雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼している方 (4) 市税を滞納していない方	雇用調整助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼したことにより要した経費														■補助率:10/10 ■補助額:最大20万円	廿日市市 環境産業部産業振興課 TEL:0829-30-9140
廿日市市	外出機会の削減要請等の影響を受けた中小事業者応援事業	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した廿日市市内の中小事業者に対して、市が支援金を支給し、事業継続を応援します。	廿日市市内の法人または個人であって、次の全てに該当する者 ① 廿日市市内に本社がある法人、または市内に住民登録がある個人事業主 ② 中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業主を含む) ③ 令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上減少していること。 ※新規創業者の売上比較方法は申請手引のQ&Aをご覧ください ④ 代表者、役員及び従業員が「廿日市市暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 ⑤ 市又は市から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。 ⑥ 今後も事業を継続する意思があること。 ⑦ 広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」、「頑張る飲食事業者応援事業」、「頑張る飲食店納入事業者応援事業」の対象事業者でないこと。ただし、納入事業者応援事業等の対象事業者は、最寄りの商工会議所や商工会に相談してください。 ⑧ 広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録するなど、感染予防対策をとっていること。 ⑨ アンケート調査に協力すること。 ⑩ 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。	① 感染防止対策の実践 ② 新しい生活様式に則った新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みを実践しており、今後も、業界団体や県が策定したガイドライン等を参考に、感染拡大の防止に取組むこと。 ③ 市が実施するアンケート調査への回答 ④ 今後の産業振興施策等に反映させるために市(産業振興課)が実施するアンケート調査に回答すること。また、市から求めがあった場合は、ヒアリング調査に協力すること。														■支給額:1事業者あたり30万円 ※1回のみ、市内に複数事業所がある場合も30万円	■廿日市商工会議所 TEL:0829-20-0021 ■佐伯商工会 TEL:0829-72-0690 ■大野町商工会 TEL:0829-55-3111 ■宮島町商工会 TEL:0829-44-2828
廿日市市	ワーケーション環境整備費補助金(宿泊事業者向け)	ワーケーションの実施を検討している宿泊施設等を運営する事業者のなかで設備投資が必要となる施設に対して、ワーケーション環境整備のための補助金を交付します。	【補助対象者】 ① 次に掲げるいずれかの施設を運営する事業者であること。 (ア) 旅館業法の営業許可を受けた者のうち、廿日市市内に事業所を有する者 (イ) 住宅宿泊事業法に基づき住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者のうち、廿日市市内に事業所を有する者 ② 本市へ納付すべき市税を滞納していない者 ③ 事業完了後1年以上ワーケーション向けプランを実施する者 【補助対象経費】 ① 施設の改修工事費などのワーキングスペース改装に要する経費 (例:コンセント、空調設備、換気設備、照明機器などの増設、改装) ② ランニング費用は除くWi-Fi環境等の整備に要する経費 ③ ワーキングスペースへの必要備品の購入に要する経費 (例:机、椅子、プリンター、スタンドライト、消毒液スタンド、サーモカメラ、間仕切り用パネル・アクリル板、非接触体温計、空気清浄機などの備品)															■補助率:公益性が認められる場合は10/10、それ以外の場合は3/4 ■補助上限額:30万円	廿日市市 環境産業部観光課 TEL:0829-30-9141
廿日市市	花き・水産事業者経営継続支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者の事業継続を支えるため、経営上の大きな負担となっている固定費(燃料費、人件費、減価償却費等)を軽減し、国や市の制度の狭間にある事業者を支援するための補助金です。	新型コロナウイルス感染症等の影響により、購入者や市場価格の減少のため、売上げが減少している花き生産者及び水産事業者 ○花き事業者 廿日市市内において、加温装置を備えた栽培施設を有するとともに広島花き園芸農業協同組合の組合員であること。 ○水産事業者 廿日市市内にある漁業協同組合の正組合員であること。 【主な要件】 令和2年10月から令和3年3月までのいずれかの月の売上高が前年同月より減少しており、その月において固定費が発生しているもの。															■補助率:1/2 ■補助額:上限20万円	廿日市市 環境産業部農林水産課 TEL:0829-30-9144
廿日市市	廿(は)つらつワーケーション費補助金	広島県廿日市市で仕事をしながら、観光を体験する際の費用を補助します。宿泊費、交通費、レンタカー代、体験コンテンツ代まで。	市内にて連続3泊4日以上、延べ6名以上でワーケーション体験メニューの企画・実施等を行う全国の法人	■補助対象経費 ① 宿泊費の1/3 ② 交通費(JR普通運賃全額相当)ただし、基準額を下回る場合は実績額 ※距離に応じて規定あり ③ 体験観光費の全額 ④ 廿日市市内での移動にかかるレンタカー代金の全額														■補助上限額:500,000円 ※原則、利用者数は延べ6名以上とする。ただし、利用者数が延べ5名以下の場合、限度額は延べ人数×80,000円とする。	廿日市市新型コロナウイルス感染症対策 産業振興実行委員会(事務局:廿日市市観光課内) TEL:0829-30-9141

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



# 新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和4年2月1日現在)

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
廿日市	<b>補</b> <a href="#">新事業創出等に取り組む事業者応援補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動に大きな影響が及ぶ中、アフターコロナを見据え、市内事業者のデジタル化を促進し、経営基盤の強化を図ることを目的として、デジタル技術を活用した新たな商品・サービスの開発や販路開拓の取組、製造工程の効率化、業態転換等を行う取組に係る経費の一部を補助します。	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの ① 廿日市に事業所(法人の場合は本社)があるもの ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの ③ 市税等を滞納していないもの ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの	補助対象事業は、デジタル技術を活用した取組を始め、次に該当する事業です。 (1) 新商品または新サービスの企画または開発に関する事業 (2) 販路開拓に関する事業 (3) 新たな分野への事業展開を行う事業 (4) 既存事業から業態転換を行う事業 (5) 業務の効率化や生産性の向上に資する事業												■補助率:2/3(ただし、事業継続力強化計画の認定を受けた又は申請を行った場合に限り補助率:3/4) ■補助上限額:500,000円(1事業者当たり) ■補助対象経費:①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費 ⑭その他実行委員長が適当と認める経費	廿日市商工会議所 TEL:0829-20-0021 FAX:0829-20-0022 佐伯商工会 TEL:0829-72-0690 FAX:0829-40-1010 大野町商工会 TEL:0829-55-3111 FAX:0829-54-1882 宮島町商工会 TEL:0829-44-2828 FAX:0829-44-2829
	<b>補</b> <a href="#">宿泊施設事業継続支援金</a>	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある旅館・ホテルなどの宿泊業者に対する補助金です。	支援金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する方です。 (1) 令和3年7月31日以前から廿日市内に宿泊施設を有し宿泊事業を営む者で、今後も事業を継続する意思があること。 (2) 令和3年8月の施設別の売上が、前年又は前々年同期と比較して30%以上減収となっていること。ただし、令和2年4月以降に営業開始した場合は、営業開始以降の任意の1ヶ月と比較して30%以上減収となっていること。 (3) 旅館業法に基づき旅館業、ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者又は住宅宿泊事業法に基づき住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者を除く。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者またはそれらと密接な関係にある者 イ 市税を滞納している者 ウ その他廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会実行委員長が適当でないと認める者 ※早期給付の対象者は、前項の各号の全てに該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 廿日市市外出機会削減要請等の影響を受けた中小事業者応援金の受給者 (2) 令和3年度廿日市市宿泊キャンペーン参加施設を運営する者													■支援金額 支援金の額は、延べ面積1,000平方メートル未満の施設は一律20万円、延べ面積1,000平方メートル以上の施設は、延べ面積1,000平方メートル毎に30万円とします。 (上限300万円、同一施設に対して1回限り)	廿日市 環境産業部観光課 TEL:0829-30-9141
安芸高田市	<b>補</b> <a href="#">雇用調整助成金等活用促進事業補助金</a>	安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、休業等を余儀なくされている市内の中小企業者に対して、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の支給申請手続に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用を支援する補助金	○安芸高田市市内に主たる事業所が所在している中小企業者 ○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業による雇用調整助成金等について、広島労働局長の支給決定を受けている者 ○本事業による補助金の交付を受けていない者	雇用調整助成金等の支給申請にあたって、必要書類の作成や代行申請を社会保険労務士に依頼した場合の報酬や委託費 ※消費税及び地方消費税相当額は助成対象外												■補助率:10/10 ■補助額:最大10万円	安芸高田市 産業振興部商工観光課 TEL:0826-47-4024
	<b>給</b> <a href="#">安芸高田市頑張る事業者応援金事業</a>	安芸高田市では、広島県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う外出自粛や休業要請等の影響を受けた中小事業者に対し、事業全般に広く使える資金として、安芸高田市頑張る事業者応援金を給付します。	応援金の対象となる事業者は、対面で直接商品・役務の提供等を行う事業者(農業、畜産業を除く)で、次の(1)～(5)の条件をいずれも満たす事業者が対象となります。 (1) 安芸高田市に本社を有する事業者(個人にあっては市内に事業所を有する者) (2) 令和2年12月から令和3年2月までのいずれか1か月における売上高が前年同月に比して30%以上減少している事業者 (3) 雇用に維持や事業継続のための意思を有している事業者 (4) 安芸高田市市長が事業の趣旨に基づき対象者として認める事業者 (5) 広島県「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」、「頑張る飲食店納入事業者応援事業」及び「安芸高田市事業継続応援金事業」のいずれの給付も受けていない事業者													■給付額:最大20万円 対象期間(令和2年12月から令和3年2月)の前年同月比が30%以上減少している月のうち、減少額が一番大きい月の売上減少額分を支給します(最大20万円、千円未満切り捨て)。	安芸高田市 産業振興部商工観光課 TEL:0826-47-4024
江田島市	<b>補</b> <a href="#">江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類作成などを 社会保険労務士に委託した際の手数料を補助	1 江田島市内に主たる事務所を有している中小企業・個人事業主 2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給に必要な書類などを社会保険労務士に委託している者 3 雇用調整助成金等の支給決定を受けている者 4 前年度以前の市税の滞納がない者	雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成など社会保険労務士又は社会保険労務士が所属する法人に委託した際の手数料等												■補助率:補助対象経費の全額 ■補助額:10万円を上限	江田島市 産業部交流観光課 TEL:0823-43-1644 江田島市商工会 TEL:0823-42-0168
	<b>補</b> <a href="#">江田島市がんばる商工業等支援金</a>	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している商工業等事業者に対して、継続的な経営を支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同月比5%以上減少しており、新型コロナウイルス感染症に関連する融資を受けた商工会会員で次の要件を満たす者	・本市に事業所を有する江田島市商工会会員であること ・風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの)でない者 ・市の他の類似する補助金等の交付を受けた借入金でない者 ・前年度以前の市税を滞納していない者												■支援額:融資額の2%の額 ■支援限度額:1社につき年度内30万円	江田島市 産業部交流観光課 TEL:0823-43-1644 江田島市商工会 TEL:0823-42-0168
	<b>給</b> <a href="#">江田島市航路維持支援金</a>	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための移動自粛要請等により、市内航路の乗降客数の著しい減少及び航路事業者の経営悪化が生じているため、航路を維持し、市民の日常生活を守るための支援金を航路事業者に対し交付します。	・江田島市を発着点とする定期航路を運航している。 ・令和2年3月から令和3年4月から令和4年3月までの間において、前年同月と比較して乗降客数が10%以上減少している月がある。 ・令和2年4月1日現在の便数及び料金を維持している。	・左記の交付要件を満たす航路の運航に要した経費を支援の対象とします。なお、交付の有無は月単位で判定します。(令和2年3月～6月) (例)3～5月は減便を行わなかったが、6月に減便を行った場合 ⇒3～5月分は交付、6月分は不交付 ・交付対象事業の実施に關し、活用可能な国、県の支援制度の適用があるものは交付の対象外とします。													交付額は、月毎に定額を交付します。 ・本市と広島市の間を運航する航路 50万円/月 ・本市と呉市の間を運航する航路 30万円/月
<b>給</b> <a href="#">江田島市運航継続支援金</a>	市内航路事業者に対し、運航継続に必要な経費を支援します。(令和3年度までの措置)	令和3年11月1日現在において、本市を発着点とする定期航路(国、県等の支援制度の適用を受ける航路を除く。)を運航していること。	航路事業者が支出する運航に要する経費とします。													1航路300万円(1回限りの交付)	江田島市 企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630
<b>補</b> <a href="#">江田島市公共交通支援補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通利用者は急激に減少しており、移動需要の回復には、時間を要することが見込まれます。そのため、公共交通事業者がWithコロナ及びAfterコロナに対応するために実施した取組を支援することにより、公共交通利用者の回復を図り、市内の公共交通を維持することを目的とした新たな補助制度を創設。	(ア)本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者 (イ)本市で定期路線を運行するバス事業者 (ウ)本市に営業所を置くタクシー事業者	(1)利用者の回復支援事業 新型コロナウイルス感染症により、減少した乗客の回復を図るための取組に要する経費を対象とします。 (例)企画切符の販売、イベント・キャンペーンの実施、キャッシュレス決済の導入、デリバリーサービスの導入、Wi-Fi導入、新事業のPR(WEB・チラシ作成)、観光客の増加が期待できる事業、乗客のサービス向上につながる環境整備 (2)利用者の安全確保事業 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置に要する経費を対象とします。 (例)車両・船舶における抗菌・抗ウイルス対策、運航(行)に使用するマスク、消毒液の購入、セパレーターカーテンの導入、サーモグラフィの設置、港やターミナルの衛生対策、啓発ポスターの作成、防疫のための車両等の改修													(1)補助率:補助対象経費の10/10 (2)補助上限額(※算定基準日は、令和2年8月7日令和3年4月1日となります。) (ア)航路事業者 1事業者当たりの基本額100万円に本市を発着点とする運航船舶1隻につき10又は20万円を加算した額を上限とします。 ・旅客船(高速船を含む。):10万円 ・フェリー:20万円 (イ)バス事業者 1事業者当たりの基本額100万円に運行車両1両(貸切バス及びスクールバスを含む。)につき10万円を加算した額を上限とします。 (ウ)タクシー事業者 1事業者当たりの基本額30万円に運行車両1両につき2万円を加算した額を上限とします。	江田島市 企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <span style="color: green;">補</span> 補助金・助成金 <span style="color: red;">給</span> 給付金 <span style="color: orange;">New</span> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先	
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月
江田島市	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">江田島市未来創造支援金</a>	新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においても、地道な販路開拓等により売上高の増加や雇用の維持への取組、販売促進、誘客への取組、事業再開に向けた感染症予防対策、国・県等の支援策を活用する事業者へ支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>江田島市内に所在し、事業を行っている事業者</li> <li>個人においては事業収入を得ており、確定申告を行っている事業者</li> <li>「市医療従事施設等支援事業」及び「市公共交通支援補助金」の交付を受けていない事業者</li> <li>前年度以前の市税を滞納していない事業者</li> <li>江田島市暴力団排除条例第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない事業者</li> </ul>	(1)新商品開発・販路拡大事業 持続的な経営に向け事業者が行う新商品の開発や販路拡大の取組を支援します。 (2)販売促進・誘客事業 事業者が行う販売促進や誘客への取組を支援します。 (3)感染防止対策事業 令和2年4月1日から実施している事業を継続するために必要な感染防止対策の取組を支援します。 (4)事業継続支援事業 国、県等の新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業の事業者負担分を支援します。	R2.9/9~R3.3/31	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         交付対象の事業期間                          令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施した事業とします。                          ※一部事業については事前の申請が必要です。                     </div>												<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金額:各事業の合計額として、上限30万円、下限3万円</li> <li>■補助対象経費・補助率:                              (1)新商品開発・販路拡大事業                              ・新商品の開発、販路拡大に伴う経費。補助率:全額                              ・10万円を超える備品、工事費に伴う経費。補助率:1/2                              (2)販売促進・誘客事業                              ・事業者が独自で20%以内のプレミアムがついた役務の提供、商品の販売にかかる経費。補助率:商品・販売額の1/5以内(プレミアム分)                              ・えたじまブランド認定品となつての品物等の仕入れにかかる経費。補助率:1/2                              ・販売促進物の作成、その他販売促進、誘客の取組にかかる経費。補助率:全額                              (3)感染防止対策事業                              ・新型コロナウイルス感染症防止対策にかかる経費。補助率:全額                              ・エタジマミラリート登録店舗(最低限マスク、消毒、飛沫防止の整備が必要)。補助率:定額5万円                              ・10万円を超える備品、工事費に伴う経費。補助率:1/2                              (4)事業継続支援事業                              ・家賃支援給付金の事業者負担分。補助率:1/2                              ・その他の対策事業の事業者負担分。補助率:全額                         </li> </ul>	江田島市 産業部交流観光課商工観光係 TEL:0823-43-1644
	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">江田島市事業継続支援金</a>	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少しているが、国の持続化給付金、広島県の感染拡大防止協力支援金、江田島市のがんばる商工業等支援金などの制度に適合せず、支援をうけられない事業者に対して経営の安定化や事業の継続を目的に支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業信用保険法第2条第1項第1号に定める業種</li> <li>本市に本店を有する法人、事業所を有する個人事業主</li> <li>令和2年3月までに創業している事業者</li> <li>令和2年1月以降のいずれか1か月の売上が前年同月比の売上と比較して20%以上50%未満減少していること</li> <li>前年度以前の市税を滞納していない事業者</li> <li>持続化給付金、県感染拡大防止協力金、市ががんばる商工業支援金(10万円以上)などを受給していない事業者</li> </ul>		R2.9/1~R3.3/31	<div style="background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;">                         終了しました                     </div>												<ul style="list-style-type: none"> <li>■支援額:10万円 (江田島市ががんばる商工業等支援金受給額が10万円未満の場合は差額を支援)</li> </ul>	江田島市 産業部交流観光課商工観光係 TEL:0823-43-1644
	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">江田島市事業チャレンジ応援支援金</a> ~経営継続のため新商品開発などに挑む中小企業等に支援~	新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においての新規創業や第二創業、事業を継続していくため、新商品の開発等に挑む中小企業や生産者に対して支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市内に住所を有する新規創業者、中小企業者、生産者</li> <li>②納期限の到来した市税等を滞納していない者</li> <li>③江田島市暴力団排除条例第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない事業者</li> <li>④金融機関からの資金調達が十分に見込め、事業の健全経営が見込める者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;起業支援金&gt;                              ①大企業の出資率が1/2未満である者                              ②江田島市商工会が実施する創業塾を受講した者                              ③江田島市商工会に加入している者                              ④3年以上継続して江田島市商工会の経営指導を受ける者 等</li> <li>&lt;チャレンジ支援金&gt;                              ①令和2年度において、江田島市未来創造支援金の新商品開発・販路拡大事業及び販売促進・誘客事業に対する支援を受けていない者</li> </ul>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         R3.4/1~R4.3/31                     </div>												<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;起業支援金&gt;                              ・補助率:1/2(市内事業者から調達等した場合は2/3)                              ・補助金額:上限100万円(空き家等を活用する場合は150万円)</li> <li>&lt;チャレンジ支援金&gt;                              ・補助率:3/4(市内事業者から調達等した場合は4/5)                              ・補助金額:上限50万円                              ・補助対象事業:新商品開発等、ブランド化、販路を拡大する活動</li> </ul>	江田島市 産業部交流観光課商工観光係 TEL:0823-43-1644
	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">江田島市事業再構築補助金等活用促進支援金</a>	新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においての新規創業や第二創業、事業を継続していくため、新商品の開発等に挑む中小企業や生産者に対して支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象事業者                              全てを満たす者。                              (1)江田島市内に所在し、事業を行っている中小企業事業者                              (2)個人においては、江田島市内に住所を有しており、事業収入を得て確定申告を行っている者                              (3)国の事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の採択を受け、事業を実施し、令和4年3月31日まで補助額の確定を受けている者                              (4)前年度以前の市税の滞納がない者 等</li> <li>■補助対象事業費                              事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の事業者負担額(消費税を除く)</li> </ul>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         R3.5/11~R4.3/31                     </div>												<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;中小企業等事業再構築促進事業&gt;                              ■支援金額:200万円(上限額)                              ■補助率:1/10</li> <li>&lt;生産性革命推進事業補助金&gt;                              ■支援金額:30万円(上限額)                              ■補助率:10/10</li> </ul>	江田島市 産業部交流観光課商工・交流係 TEL:0823-43-1632
	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">江田島市経営継続支援金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している事業者の方に対して、江田島市経営継続支援金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象事業者(全てを満たす事業者)                              ①本市に本店を有する法人または市内に住所及び事業所を有する個人事業者であること。                              ②中小企業基本法第2条第1項で定義する中小企業(個人事業者)であること。                              ③令和3年5月から9月までのうちのいずれか1月(以下「該当月」という。)の売上が令和元年または令和2年の同月の売り上げと比較して20%以上30%未満減少していること。                              ④令和元年または令和2年の対比年とする年の事業収入が120万円以上であり、確定申告をしていること。                              ⑤該当月が広島県感染症防止協力支援金または広島県大規模施設等協力金の給付対象となっていないこと。                              ⑥今後も市内において事業の継続意思があること。                              ⑦前年度以前の市税を滞納していないこと。                              ⑧法人税法別表第11に規定する団体でないこと。                              ⑨風俗営業または性風俗関連特殊営業を営む事業者ではないこと。                              ⑩暴力団、暴力団員等でないこと。</li> </ul>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         R3.12/1~R4.2/28                     </div>												<ul style="list-style-type: none"> <li>■支援金額(1回限り)                              法人:20万円                              個人事業主:10万円</li> </ul>	江田島市 産業部交流観光課 TEL:0823-43-1632

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



# 新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">補</span> 補助金・助成金  <span style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">給</span> 給付金  <span style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">New</span> 新着情報                 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先					
					R3年			R4年						R4年									
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
府中町	<span style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">給</span> 府中町頑張る中小事業者応援金	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けた町内中小事業者に対して、応援金を支給します。	①中小事業者であること ②外出自粛要請による影響を受けた業種であること ・道路旅客運送業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、物品賃貸業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業、その他教育・学習支援業、技術サービス業(写真業)、その他の生活関連サービス業(旅行業、冠婚葬祭業、その他)、医療業(療術業)	①令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月の売上高が対前年同月比30%以上減少していること ②令和2年2月以前から事業により事業収入を得ており、今後の事業を継続する意思があること ③広島県が実施する次の3つの補助金交付事業のいずれも対象ではないこと ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業(広島県の休業要請に対する協力金) ・頑張る飲食事業者応援事業(飲食店向け応援金、2月15日～3月19日実施) ・頑張る飲食店納入事業者応援事業(飲食店納入事業者向け応援金、3月15日～4月23日実施) ④暴力団など反社会的勢力との繋がりがなく、宗教活動や政治活動を目的とする者ではないこと																			■支給金額:一律30万円(1事業者につき1回限り) 府中町 町民生活部自治振興課商工観光係 TEL:082-286-3128
	<span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">補</span> 中小企業等のための新型コロナ感染拡大防止対策助成金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための設備導入などの事前対策強化や将来を見据えたデジタル化を推進し、新しい生活様式への対応、働き方改革、業務の効率化による生産性向上などに取り組み事業者を支援します。	次の条件をすべて満たす、町内に事業所を有する法人、並びに住所または事業所を有する個人事業主 ・中小事業者等であること(中小企業基本法第2条第1項に定める会社および個人であること。) ・町税を滞納している者。 ・政治的活動または宗教的活動に係る事業を行う者。 ・代表者または役員など(個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員等経営に実質的に関与しているものをいう。)が、府中町暴力団排除条例に規定する暴力団員などに当てはまる者。 ・風俗営業などの規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」および営業に係る「接客業務受託営業」を営む者。 ・その他、助成金の目的および趣旨から町長が適切でないと判断する者。	新型コロナウイルス感染拡大を防止する目的のために、令和3年4月1日以降にはじめて取り組む事業や設備の導入などに要した経費。 【対象経費の例】 ・国、県、市町等による各種支援制度の適用を受けているもの ・汎用性があり、目的以外に使用可能なもの(パソコン・タブレットなど) (汎用性がある設備についても、リース費用は対象となります) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的に沿わないと判断されるもの 【助成対象期間】令和3年4月1日～令和4年2月28日																			■助成率:対象経費の3/4以内 ■支給金額:一律30万円(1事業者につき1回限り) 府中町 町民生活部自治振興課商工観光係 TEL:082-286-3128
海田町	<span style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">給</span> 海田町頑張る中小事業者応援金	新型コロナウイルス感染症の拡大に対する広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等による影響を受けた中小企業基本法第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者のうち、給付対象者に対して、事業の継続を応援するため、事業全般に広く使える海田町頑張る中小事業者応援金を給付します。	(1) 町内に本社を有し、事業者としての所得を主たる収入とする事業者の内、対面で個人向けに商品、サービスの提供を行う事業を本業として営む中小企業者等又は個人事業主(以下「対象事業者」という。)であること。 (2) 広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること。 (3) 広島県の実施する事業「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食店応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」の対象事業者でないもの。 (4) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言店舗であり、宣言書を店内に掲示していること (5) 「広島コロナお知らせQR」の発行申請を行い、発行されたQRコードを店内に掲示していること (6) 今後も町内において応援金の給付の対象に係る事業(以下「対象事業」という。)の継続の意思があること。 (7) 申請時点において、町税(令和3年11月末日納期までのものに限り。)を滞納していないこと。 (8) 法人及び法人の役員等が暴力団等に関与していないこと (9) 令和3年1月1日までに事業を開始していること。	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受け、令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月(対象月)の売上高が対前年同月比30%以上減少しているもの。 ※前年との比較が困難な事業者のための要件もございます。																		・給付額:30万円 海田町 企画部魅力づくり推進課 TEL:082-823-9234	
	<span style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">給</span> 海田町事業継続応援金(第2弾)	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により経営に影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支援することを目的として応援金を給付します。	次のいずれにも該当する事業主が対象となります。 (1)町内に事業所を有する中小企業者、小規模企業者及び本業で事業を営む個人事業主(事業収入が全収入の50%を超えるかどうかで判断します) (2)今後も海田町内にて事業継続の意思があること。 (3)海田町税を滞納していないこと(令和3年3月末までが納期のものに限る)。 (4)暴力団等に関与していないこと。 (5)令和2年12月31日までに事業を開始しているもの。	新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年5月から9月までの1か月の売上高が、令和元年度又は2年度の同月比20%以上減少していること。 ■前年との比較が困難な事業者について 対象月の売上高が、令和3年1月から令和3年4月までの平均売上高と比較して20%以上減少していること。 ■減少率の計算式 (比較年同月の売上高-対象月の売上高)÷比較年同月の売上高×100=減少率(%)																			・給付額:1事業主あたり5万円 ※1事業主あたり1回までの給付です。 ※当該事業主が複数の事業所を有している場合は、いずれか1つの事業所に係る給付に限ります。30万円 海田町役場 企画部魅力づくり推進課 TEL:082-823-9234
	<span style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">給</span> 海田町感染防止対策協力金	海田町感染防止対策・地域経済応援クーポン(第3弾)の取扱店舗に対し、感染防止対策を継続していただくため、事業全般に広く使える海田町感染防止対策協力金を給付します。	■給付要件 (1)海田町感染防止対策・地域経済応援クーポン(第3弾)の取扱店舗であること。 (2)今後も町内において事業継続の意思があること。 ※海田町感染防止対策・地域経済応援クーポン(第3弾)取扱店舗の募集についてはこちら ⇒ <a href="http://www.town.kaita.lg.jp/site/covid19-joho-kaita/122307.html">http://www.town.kaita.lg.jp/site/covid19-joho-kaita/122307.html</a>																				・給付額:1事業主当たり3万円 (一事業主当たり一申請となります) ※複数の法人の代表者として給付要件を満たす場合においても、いずれか1つの身分を給付対象とし、その他の身分については給付対象としません。 海田町役場 企画部魅力づくり推進課 TEL:082-823-9234

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年												R4年	給付・補助金額等	問合せ先				
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月							
熊野町	熊野町事業継続応援金	熊野町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高の減少率が20%以上50%未満の町内中小企業者等に対して、事業の継続を支援するため応援金を支給します。		・令和2年3月以降に、融資を受けることを目的として、セーフティネット保証4号を申請し、これを熊野町が認定していること。 ・国が行う持続化給付金の受給要件に該当していないこと。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに熊野町事業継続応援金の給付を受けていないこと。																R2.6/30~7/31⇒R3.3/31	終了しました	■1事業者:10万円	熊野町 総務部産業観光課 TEL:082-820-5602
	熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金	熊野町では、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けた事業主の方に、「熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金」を上乗せ支給することにより、雇用の確保及び事業主の負担軽減を図ります。	町内に事業所を有する方で、以下の条件の全てに該当していることかつ、右記要件を満たすこと	・広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けており、社会保険労務士へ支払った報酬等が10万円を超えていること。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに支援金の給付を受けていないこと。															R2.6/30~R3.3/31	終了しました	広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金(上限10万円)の対象経費であり、上限額を超えていた部分に対して、5万円を上限に支給。	熊野町 総務部産業観光課 TEL:082-820-5602	
	熊野町頑張る中小事業者応援金	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売り上げが減少した町内の事業者に対して、応援金を支給します。	以下の要件を全て満たす中小企業者等(個人事業主も含む) ・中小企業法で定義する中小企業であること。 ・熊野町内に本社がある法人、または、町内に住民登録がある個人事業主。 ・広島県が令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援金」、「頑張る飲食店納入事業者応援事業」の対象事業者でないこと。 ・令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月の売上高が、前年同月比と比べて30%以上減少していること。 ・今後も事業の継続の意思があること。 ・町税の滞納がないこと。 ・熊野町暴力団排除条例に掲げる暴力団等に該当していないこと。 ・すでにこの応援金の給付を受けていないこと。																	R3.6/28~R3.7/30⇒R3.8/20	終了しました	■支給額:1事業者あたり30万円(1回のみ)	【事前確認】 熊野町商工会 TEL:082-854-0216 【申請先】 熊野町総務部産業観光課 TEL:082-820-5602
坂町	坂町中小企業等支援金(緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を受けた坂町内の中小企業等支援金制度)	国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響(令和3年8月・9月)により、売上が減少した町内中小企業等に対して、支援金を給付するものです。	■給付対象の主な要件 (1)中小企業基本法で定義する中小企業であり、町内に本社を有する中小企業又は町内で事業を営む個人事業主であること (2)緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響により、令和3年8月・9月のいずれかの月の売上が、令和元年又は令和2年の同月比20%以上50%未満減少していること。 (3)広島県の他事業(「広島県感染症拡大防止協力支援金」、「広島県大規模施設等協力金」)で支援を受けていないこと。																	R3.10.4~R3.11/30	終了しました	■給付額 1企業(事業者)あたり令和元年又は令和2年の同月(8月又は9月)の売上減少率が、20%以上30%未満の場合:10万円 30%以上50%未満の場合:5万円(広島県の月次支援金への上乗せ)	坂町役場 建設部産業建設課産業係 TEL:082-820-1512
安芸太田町	安芸太田町新型コロナ感染拡大影響事業者支援金	令和2年から継続している新型コロナウイルス感染症の感染拡大を原因として売上が20%以上減少し、かつ感染対策に取り組んでいる町内中小事業者の事業継続を支援するため支援金を交付します。	(1)事業者規模等要件 ・中小企業基本法に定める中小企業者(個人事業主を含む。)であること。 (2)所在地要件 ・法人にあっては、法人登記上の本店が町内にあること。 ・個人事業主にあっては、住民基本台帳上の住所が町内にあること。 (3)年間売上要件 ・令和元年分の確定申告書における売上年額が38万円以上あること。 (4)売上減少要件 ・令和3年4月から8月までのいずれかの売上月額(影響月額)が、前々年同月の売上月額(基準月額)と比べ、減収割合が20%以上あること。 ※【計算式】減収割合[%]=(基準月額-影響月額)/基準月額 (5)影響要件 ・売上減少の原因が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものであること。 A 来店者数の減少等 B 行事又は受注案件の中止もしくは延期等 C 取引先の休業、時短営業、生産調整又は立入制限等 D 出勤制限又は求人不足に伴う受注困難等 E その他 (6)感染対策要件 ・新型コロナウイルス感染症の感染対策を行っていること。 (7)事業継続要件 ・廃業を予定していないこと。																R3.9/13~R3.12/28	終了しました	・交付額:10万円以内 ※【計算式】交付額(千円未満切捨て)=基準月額-影響月額 ※交付回数は、1事業者当たり1回限り。	安芸太田町役場 産業観光課商工係 TEL:0826-28-1961	
	安芸太田町新型コロナ感染拡大宿泊事業者支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人流抑制が長期化する中、入浴設備及び空調設備など固定的な維持費の負担が大きく、本町観光誘客施策の受け皿ともなる町内宿泊事業者の事業継続を支援するため、安芸太田町新型コロナ感染拡大宿泊事業者支援金を交付します。	(1)町内宿泊事業者 ・旅館業法の「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」の許可を受け、かつ町内に宿泊施設を有する者 (2)売上減少要件 ・基準期間売上額(平成31年4月から令和元年9月までの合計売上額)に比べて、影響期間売上額(令和3年4月から9月までの合計売上額)が20%以上減少している者 ※【計算式】減収割合[%]=(基準期間売上額-影響期間売上額)/基準期間売上額 (3)感染対策要件 ・新型コロナウイルス感染症の感染対策を行っている者 (4)事業継続要件 ・廃業を予定していない者																	R4.1/5~R4.2/28		・補助率:補助対象経費に補助率3/4を乗じた額から千円未満の額を切り捨て ・補助上限額:1施設につき200万円 ※【計算式】交付額=(補助対象経費×3/4)-千円未満の額	安芸太田町 産業観光課商工係 TEL:0826-28-1961
北広島町	北広島町緊急制度融資信用保証料補助金	新型コロナウイルス感染症及び暖冬の影響を受け、民間金融機関に借入れをされた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助	1 町民税(法人、個人)を納めていること。(前年所得を申告されている) 2 町内に事業所を有すること。 3 広島県信用保証協会の保証対象者であること。 4 信用保証料を一括で支払っていること。 5 町内において対象融資を運用すること。	次の対象融資資金を借入れ、信用保証料を一括払いされている方(令和2年1月借入分) ○セーフティネット保証4号に係る融資資金 ○セーフティネット保証5号に係る融資資金 ○危機関連保証に係る融資資金 ○広島県県費預託融資制度<暖冬・少雪の影響>に係る融資資金																~R3.3/31	終了しました	■1事業者あたり上限10万円	北広島町 商工観光課商工振興係 TEL:050-5812-808
	北広島町観光事業者支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に大きな支障が生じている町内の観光関係事業者を支援するため、感染症対策を講じて観光バスを運行した際に掛かり増しとなった運行料金に対し、補助金を交付。	町内に事業所を有する旅行者、貸切バス運行事業者	(1)貸切バス運行補助 感染症対策を講じた上で、町内貸切バス運行事業者から借り上げたバス運行経費、又は町内貸切バス運行事業者が実施したバスツアーのバス運行経費 (2)貸切タクシー運行補助 感染症対策を講じた上で、町内の飲食店・観光施設・宿泊施設を2か所以上利用する旅行商品に係る町内タクシー運行事業者から借り上げたタクシー運行経費																	R2.7/22~補助金交付対象期間は、交付決定の日から令和3年2月末まで	終了しました	(1)貸切バス運行補助 乗客1人につき5,000円を上限。町内宿泊施設を1泊以上利用した場合は、上限額に1,000円を加える。 (2)貸切タクシー運行補助 乗客1人につき5,000円を上限。町内宿泊施設を1泊以上利用した場合は、上限額に1,000円を加える。

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 <small>補</small> 補助金・助成金 <small>給</small> 給付金 <small>New</small> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年												R4年			給付・補助金額等	問合せ先																		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																				
北広島町	<small>給</small> 頑張るきたひろ事業者応援金	広島県の新型コロナ感染症拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減の影響を受け、売上が減少した事業者に、事業活動継続のための応援金を交付します。	町内に事業所又は店舗を構えて、次のいずれかの事業を営んでいること ・タクシー事業、宿泊業 ・イベント等に関する事業 (例)イベント企画・運営、会場設営、司会、印刷業、貸し館等 ・酒・食品・菓子等の飲食用料に関わる製造又は小売業(農業、畜産業を除く)、仕出し業	(1)令和2年12月～令和3年2月のいずれか一月の売上が、前年同月に比べて30%以上、かつ10万円以上減少していること (2)広島県又は北広島町商工会の給付金を受けていないこと(又は予定を含む) ・感染拡大防止協力支援金(広島市内の店舗対象) ・頑張る飲食店応援金(30万円) ・頑張る飲食店納入事業者応援金(30万円) ・北広島町商工会コロナ外出自粛の影響を乗り越える事業者応援事業給付金 (3)中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業主を含む)など																				●→	R3.3/29～R3.5/3	終了しました		給付額:10～30万円 (売上高減収分、上限30万円)	北広島町 商工観光課観光振興係 TEL:050-5812-8080										
	<small>給</small> きたひろ事業者支援金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため国の緊急事態宣言や広島県の集中対策の影響を受け、売上が減少した事業者の皆様、事業継続のための支援金を交付します。	令和3年5月～令和3年9月までの平均一月の売上高が、令和元年5月～令和元年9月までの平均一月の売上高に比べて15%以上30%未満減少し、かつ、3万円以上減少している次の方 ※新規創業は令和元年5月2日～令和2年5月1日までの方 ○町内で事業を営む法人その他の団体及び個人で、町内に事業所、店舗等を構えていること(ただし、公益法人又は公益法人、協同組合、政治団体等は除く)なお、町内に店舗等を有していない場合でも町内に住所を有している個人事業主の場合は対象となります。 ○今後も事業継続する意思があること ○「広島県の感染症拡大防止協力支援金」「広島県大規模施設等協力金」の対象事業者(酒類やカラオケの提供を行っている飲食店等)でないこと ○町税及び使用料を滞納していないこと (ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収猶予を受けている場合は対象となります。)	令和3年5月～令和3年9月までの平均一月の売上高が、令和元年5月～令和元年9月までの平均一月の売上高に比べて15%以上30%未満減少し、かつ、3万円以上減少している次の方 ※新規創業は令和元年5月2日～令和2年5月1日までの方 ○町内で事業を営む法人その他の団体及び個人で、町内に事業所、店舗等を構えていること(ただし、公益法人又は公益法人、協同組合、政治団体等は除く)なお、町内に店舗等を有していない場合でも町内に住所を有している個人事業主の場合は対象となります。 ○今後も事業継続する意思があること ○「広島県の感染症拡大防止協力支援金」「広島県大規模施設等協力金」の対象事業者(酒類やカラオケの提供を行っている飲食店等)でないこと ○町税及び使用料を滞納していないこと (ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収猶予を受けている場合は対象となります。)																							●→	R4.1/5～R4.2/10		■支援金の基準額 ○減少率15%以上20%未満 平均売上高減少分(上限10万円) ○減少率20%以上30%未満 平均売上高減少分(上限20万円)	北広島町商工観光課 TEL:050-5812-8080 北広島町商工会 TEL:0826-72-2380								
世羅町	<small>補</small> 緊急対策経営改善資金利子補給補助事業	小規模事業者経営改善資金(マル経)《新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の特例措置分》の活用を対象に利子補給を行います。	商工会の経営指導を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	《融資限度》1,000万円(一般分の融資枠2,000万円とは別枠) 《資金用途》運転資金、設備資金 《返済期間》運転資金7年以内、設備資金10年以内 《保証人等》担保・保証人不要																												終了しました	《金利》1.21%(令和2年5月1日時点)より、当初3年間を0.9%引き下げ ⇒金利部分については、当初3年間は0.31%、4年目以降は1%、町より利子補給します。	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL:0847-22-0529					
	<small>給</small> 世羅町頑張る中小事業者応援金	広島県の新型コロナ感染拡大防止集中対策等による外出機会の削減要請等の影響により、売上減少等の影響を受けた中小事業者の事業継続を応援します。	世羅町内の中小事業者	・中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であること ・広島県内に本店があること ・世羅町内に事業所を有している世羅町税の納税義務者であること ・令和3年2月1日までに開業していること ・広島県が実施した「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業(令和2年度に広島市の飲食店を対象に実施)」「頑張る飲食事業者応援事業」「頑張る飲食店納入事業者応援事業」のいずれかの給付を受給していないこと ・世羅町が実施した「交通事業者支援給付金・旅客運送事業者緊急支援給付金」「旅館業緊急支援事業」「町指定管理施設サポート事業(第2期)」「世羅町頑張る飲食事業者応援事業」のいずれかの給付を受給していないこと ・令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月における農業を除く売上高について県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等により対前年同月比が30%以上かつ10万円以上減少していること ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」または「広島積極ガード店」の登録があること ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団の統制下にある者または暴力団の構成員等でないこと																												●→	R3.7/1～R3.7/30	終了しました	■支給金額:1事業者当たり 10万～30万円	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL:0847-22-0529			
	<small>給</small> 世羅町頑張る飲食事業者応援事業助成金	広島県の新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策の影響により売上が減少した町内飲食店の事業継続を支援するため、令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年対比20%以上30%未満減少している飲食店に対し助成金を支給します。	世羅町内の飲食店	・世羅町内に本社または店舗があること ・中小企業基本法で定義する中小企業(個人事業主含む)であること ・食品衛生法に基づく飲食店営業許可(1類または3類)または喫茶店営業許可(1類)を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること ・令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比で20%以上30%未満減少していること ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録があること ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団の統制下にある者または暴力団の構成員等でないこと																															●→	R3.7/1～R3.7/30⇒R3.8/31	終了しました	■支給金額:1店舗あたり10万円	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL:0847-22-0529
	<small>給</small> 世羅町中小事業者支援金事業	世羅町では、「広島県頑張る中小事業者月次支援金」を受給できなかった事業者を支援することで、町内中小事業者の事業継続の支援を行います。	世羅町内の中小事業者	・広島県内に本店がある中小事業者 ・世羅町内に事業所を有している町税の納税義務者 ・令和3年4月までに開業していること ・令和3年5月から10月までの期間売上合計が対前年または対前々年の同期間と比較して10%以上かつ20万円以上減少していること ・広島県が実施した「頑張る中小事業者月次支援金」「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援金」を受給していないこと ・「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること																															●→	R3.12/7～R4.1/31	終了しました	■支給額 1事業者あたり 20万円	世羅町商工会 TEL:0847-22-0529
	<small>給</small> 世羅町雇用維持支援金	世羅町では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた状況にあっても、雇用維持に努力されている事業者を支援します。	世羅町内の事業者	・広島県内に本店がある中小企業者 ・世羅町内に事業所を有している町税の納税義務者 ・令和3年4月から9月の間に雇用調整助成金等の交付決定を受けていること ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録していること																															●→	R3.12/7～R4.1/31	終了しました	■支給額 1事業者あたり 10万円+雇用調整助成金等の対象となった世羅町在住の従業員一人につき1万円	世羅町商工会 TEL:0847-22-0529
	<small>給</small> 世羅町中小事業者融資支援事業	世羅町では、新型コロナウイルス感染症の影響により融資を活用した事業者を支援します。	世羅町内の事業者	・令和3年4月1日から令和4年3月31日に町預託融資を受けた方 ・広島県信用保証協会の保証を受けていること																															●→	R3.12/7～R4.3/31	終了しました	■支給額 1事業者あたり 上限50万円(支払った保証料の10/10)	世羅町商工会 TEL:0847-22-0529

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 <small>補</small> 補助金・助成金 <small>給</small> 給付金 <small>New</small> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年												R4年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
神石高原町	<a href="#">雇用事業者支援金</a>	<small>補</small> 新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の影響により、事業に深刻な影響を受けながらも、神石高原町内の雇用の場となっている町内の事業所で従業員を雇用し、事業を継続しておられる事業者の雇用継続を支援します。	以下の条件を全て満たす事業者が対象となります。 ①従業員(雇用保険の被保険者)を雇用している事業者 ※ 従業員を雇用し、雇用保険適用事業となっている事業者の方が支援の対象です。 ※ 町外に本社があり、町内に事業所を置く場合も対象となります。この場合、町内事業所の従業員数で算定します。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者 ※ 令和2年4月～令和3年3月の間において、連続する6ヶ月の累計事業収入が、前年同期と比較し10%以上減少した事業者【比較の対象とする期間の前年同期に営業していない事業者は、減収割合の算定ができないため、対象となりません。】 ※ 対象期間・対象月の事業収入は、国・県・町の支援金・補助金を除きます。 ③新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながら、事業を継続し、労働者の雇用を維持する事業者 ・令和2年度に神石高原町が実施した「雇用継続支援金」の支給を受けていない事業者	飲食料品製造業、繊維工業、道路旅客運送業、衣服等卸売業、飲食料品卸売業、衣服等小売業、飲食料品小売業(無店舗含む)、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業 ■令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年比30%以上減少していること ※ 前年同月の把握が困難な場合又は白色申告を行っている場合は、令和元年事業収入 ÷ 12 ただし、次項に該当する中小企業者等は対象になりません。 ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、 「頑張る飲食事業者応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」に係る対象者 ・個人事業者で事業収入以外の収入が事業収入(農業を除く)を上回っている事業者	● → ~R3.7/30 終了しました	■補助額 1事業者1回 令和2年4月～令和3年3月の連続する6月間の減収割合 10%以上の減収 従業員数×8万円 上限160万円 ※ 従業員数は、令和2年4月及び申請期間の雇用保険被保険者数を算定の基礎数値とします。(いずれか少ない方の人数により補助額を算定します。) ※ 課税対象の収入となります	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351														
	<a href="#">頑張る中小事業者応援金</a>	新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策による外出機会の削減等の影響を受けて、売上げが減少した町内の中小事業者等の事業の継続を支援します。	町内に事業所を有する中小企業者等(個人事業主含む)	飲食料品製造業、繊維工業、道路旅客運送業、衣服等卸売業、飲食料品卸売業、衣服等小売業、飲食料品小売業(無店舗含む)、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業 ■令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年比30%以上減少していること ※ 前年同月の把握が困難な場合又は白色申告を行っている場合は、令和元年事業収入 ÷ 12 ただし、次項に該当する中小企業者等は対象になりません。 ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、 「頑張る飲食事業者応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」に係る対象者 ・個人事業者で事業収入以外の収入が事業収入(農業を除く)を上回っている事業者	● → R3.5/10～R3.7/30 終了しました	■支給金:最大30万円 申請は1事業者1回 令和2年12月～令和3年2月のいずれか一月の減少分が上限 (給付額=【前年同月の事業収入額】-【減収月事業収入額】)※千円未満切り捨て	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351														
	<a href="#">飲食・宿泊等事業者に対する支援</a>	<small>給</small> 雇用維持支援	新型コロナウイルスにより特に影響を受けた飲食・宿泊事業者の雇用継続を支援するため、社会保険料の事業者負担相当額(令和3年10月～令和4年3月分)の一部を助成します。	飲食・宿泊事業者で、雇用保険加入者分		●	R3.11/17～	■助成額:1事業者最大10人、1人3万円を上限に6カ月分を助成)	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351												
	<a href="#">飲食・宿泊等事業者に対する支援</a>	<small>給</small> 緊急支援	新型コロナウイルスにより特に影響を受けた飲食・宿泊等事業者(雇用保険加入事業者を除く)について、減少額の8割を支援。	令和3年5月から8月の売上(月平均)が、令和元年同期と比較し20%以上減少している事業者。		●	R3.11/17～	■助成額:1回のみ上限30万円	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351												

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。